

点検・評価報告書

申請大学名

兵 庫 医 療 大 学

目 次

序章	1
本章	
第1章 理念・目的	3
第2章 内部質保証	9
第3章 教育研究組織	14
第4章 教育課程・学習成果	17
第5章 学生の受け入れ	25
第6章 教員・教員組織	32
第7章 学生支援	41
第8章 教育研究等環境	48
第9章 社会連携・社会貢献	57
第10章	
第1節 大学運営	62
第2節 財務	70
終章	73

序章

兵庫医療大学は、学校法人兵庫医科大学を設置者として、その建学の精神に則り、これからのわが国の医療を担う有為な医療人を育成することを目的に、平成19年に神戸に開学した。

平成24年度に、開学5年の段階での本学の教学状況について、貴協会による認証評価を受審した。受審結果は「貴協会の大学基準に適合する」と云う認定であった。長所として特記すべき事項として、「教育課程・教育内容」、「教育方法」、「社会連携・社会貢献」の3項目が挙げられ、本学の独自の医療人育成教育は、高く評価された。

他方、「理念・目的」と、「教育内容・方法・成果」の項目で、各々、ひとつの努力課題の指摘を受けた。本学は、この認証評価結果について、特記すべき長所とされた事項はより発展させ、課題として指摘された事項については、積極的な改善を行ってきた（後掲）。

今回の認証評価の受審に際しては、前回の本学の状況から、大きく変化した要素として、開学10年を経て、学部・研究科の教育課程の修了者を輩出している実績がある。加えて、学校教育法の改正、多様な学力背景を持つ学生への対応、大学と地域社会の連携構築、など大学を取り巻く周辺状況の変化に即応することが求められた。その中で、本学は、「地域社会の中の大学」という視点から、様々な教学の取り組みの実施、大学ガバナンスの改善などを行ってきた。

ここに、「教育の質保証」と云う視点から、これまでの本学の教学の実績の現状について、点検・評価書としてとりまとめ、貴協会からの適切な認証評価に供するものである。

前回の大学評価（認証評価）結果を受けてから、どのような改善・向上に向けた取り組みを行ったか、その活動の概要を中心に記述。

1. 努力課題について

1) 学部・研究科毎の人材養成目的、教育研究目的が「学則」などの規定に定められていない

〈対応〉

学則を改定し、新たに、指摘事項を明記した。

2) 医療科学研究科における学位論文審査基準が明文化されていない

〈対応〉

医療科学研究科を含め、大学院3研究科について、学位論文審査基準を、「各研究科履修要綱」に明記した。

以上の努力課題への本学の対応について、大学基準協会より、「努力課題を真摯に受け止め、意欲的に取り組んできたことを確認できた」、との検討結果を受審した（資料1）。

2. 更なる向上をめざしたもの

1) 教育に関するもの

- ・本学の特長であるチーム医療教育をさらに、継続発展させた。

- ・学生の学力レベル、意識レベルの多様化に伴い、「学生一人ひとりに寄り添う教育」と云う視点から、種々の、学力支援方策を実施している。

- ・学部を超えた大学としての一体的教育支援の視点から、4部門よりなる「教育支援室」を整備し、学生支援と、教職員のFD/SDを全学体制で実施している。

2) 社会・地域連携

- ・開学以来実施してきた地域貢献を、地域と大学との双方向の教育交流に発展させるため、全学組織として「地域連携推進機構」を設置し、全学体制で、大学と社会との双方向の連携を推進している。

第1章 理念・目的

(1) 現状説明

点検・評価項目①：大学の理念・目的を適切に設定しているか。また、それを踏まえ、学部・研究科の目的を適切に設定しているか。

評価の視点1：各学部、学科、研究科ごとに設定する人材育成その他の教育研究上の目的の設定とその内容

評価の視点2：大学の理念・目的と学部・研究科の目的の関連性

兵庫医療大学(以下「本学」)の設置者である学校法人兵庫医科大学(以下「本法人」)の建学の精神に則り、法人の目指す医療総合大学の一翼を担う本学は、下記に示すように、法人の理念・目標のもとに、大学及び学部・研究科の教学の理念・目標を定め、あわせてその中長期的展望も提示している。

これらに示されているように、本学の教育は、1法人2大学の構成を持つ本法人の使命に沿って、行われるものであり、理念、目標のみならず、教育の実践においても、その特長を担保するものとなっている。(資料1-1【ウェブ】)

- 学校法人兵庫医科大学「建学の精神」

「社会の福祉への奉仕」「人間への深い愛」「人間への幅の広い科学的理解」

- 学校法人兵庫医科大学の第3次中期事業計画(2018～2022)

法人の目指す姿を、「21世紀に即した医学・医療の持続的な展開と、それらを担い上げる高質の医療人の育成を使命とする医療総合大学」と定め、その中で、本学の基本コンセプトを、「医療総合大学としての教学基盤の確立」と定めている。(資料1-2【ウェブ】)

- 兵庫医療大学将来ビジョン

本学の開学10周年事業として、開学20年目の到達目標として、「西日本を代表する医療総合大学としての教学基盤の確立」を掲げ、そのためのビジョン、基軸、行動計画をHUHS vision 20として策定し、併せて、学部・研究科についても、同様に行動計画などを策定した。(資料1-3【ウェブ】)

本学は、建学の精神に則り、教育基本法及び学校教育法に基づき、保健医療福祉分野の教育及び研究を行い、優れた医療専門職者及び医療教育・研究者を育成することを、使命・目的と定め、そのための教育理念、教育目標を明確に定めている。(資料1-1【ウェブ】)

「人間への深い愛と豊かな人間性を持ち幅広い知識と優れた技術を備え、社会とともに医療を担う医療専門職者を養成する」ことを教育理念とし、そのための4つの独自性をもつ教育目標を定めている。また、これらの法人、大学の方針に沿い、学部・研究科の理念・目標、アドミッションポリシー、カリキュラムポリシー、ディプロマポリシーを定め(資料1-4、1-5【ウェブ】)、それに則り、教育課程は適正に編成され、実践されていると判断できる。

本学では、各々の学部・研究科の教育目標を達成するため、共通教育センターによる教養教育と専門基礎教育に加え、学部ごとの専門的教育カリキュラムにより教育課程が編成されている。本学の医療人育成教育の特長は、教育目標の中に、「ボーダレスな教育環境での、チーム医療・地域医療を担える資質の育成」を掲げていることである。今日、わが国の医療教育における、「チーム医療教育」の重要性は、広く、社会が認識することとなったが、本学の教育目標は時代を先駆けるものである。

「地域性」と「チーム医療」をもっとも大きな特徴として掲げる本学の教育は、同一法人の兵庫医科大学医学部・病院との多方面での教学連携および、本学3学部間の教学連携により、臨床に近い教育現場での実施を担保している。

本学の医療人育成教育の最も大きな特徴のひとつを挙げる。兵庫医科大学医学部と本学3学部との合同で実施するチーム医療教育は、学則第6条に定める共通教育センターと、法人の医療人育成研修センター（資料1-6）が連携して、全学体制で行うもので、学士過程初年次から、4年次にかけて実施している（第4章「教育課程・学習成果」に掲載）。また、大学院研究科の教育については、設置の教育課程の教育を適切に実施するほか、平成28年度より、文部科学省「職業実践力育成プログラム（BP）」に、医療科学研究科2プログラム、看護学研究科1プログラムが採択され、社会人に対しての専門教育に成果を挙げている。（資料1-7【ウェブ】）

本学における教学の実施については、実施主体である学部・研究科教授会が所掌するほか、上掲の学部共通の全学科目を含むカリキュラム全般について、全学教育委員会が、大学としての方針の策定及び、実施の検証などを行っている（第4章「教育課程・学習成果」に掲載）。その結果は、大学の最高議決会議である大学協議会において、審議した後、学長決定として、教授会にフィードバックされる。

他方、学力レベルの異なる学生など、多様化する学生への教育支援を行う全学組織として、教育支援室（資料1-8, 1-9）を設置し、IR部門による検証を含め、学生一人ひとりに寄り添う教育支援を行っている。

学修成果の検証を含めた、教育の質保証については、学部・研究科の自己点検評価委員会が個別に行うと同時に、全学自己点検評価委員会が、教育支援室のRI部門、キャリアデザインセンターが実施する調査を基に、検証している（第2章「内部質保証」に掲載）。

以上のように、本学における教育課程は、医療人育成の必修課程に加え、本学独自のカリキュラムを加えたものであり、個々の学生への支援体制も含め、適正に実施されていると判断する。

医療人育成を目指す本学の理念・目的は、薬学、看護学、リハビリテーション学の教育を元に設定されているものであり、その関連性は、不可分のものといえる。特に、本学教育の特徴である、兵庫医科大学医学部を含めた4学部合同教育と、本学の3学部の合同教育は、薬学、看護学、リハビリテーション学に共通する、医療科学を修得することを目指すものである。本学の理念・目的を具体的に担保する特徴的な教育として評価できる（参照：第4章「教育課程・学習成果」）。

上掲の、本学の開学20年での達成目標を掲げた「HUHS vision 20」において、「西日本を代表する医療総合大学としての教学基盤の確立—Leading Health Science Innovation」

を大学のこれからの目標に定め、ビジョン、行動計画などを策定している。加えて、それに沿う学部・研究科の方針、行動計画を学部・研究科のビジョンとして策定し、それに則り教学を実践している。以上のように、本学においては、医療人育成と云う視点から、法人—大学—学部・研究科の連関性は十分に担保されている。

以上のように、建学の精神に則り、法人の目指す医療総合大学の一翼を担う本学は、法人の理念・目標のもとに、大学の理念・目標を適切に設定している。本学に設置している学部・研究科の目的は、保健医療福祉分野の教育及び研究を行い、優れた医療専門職者及び医療教育・研究者を育成することと定めている大学の使命・目的と密接に関連していると判断される。

点検・評価項目②：大学の理念・目的及び学部・研究科の目的を学則又はこれに準ずる規則等に適切に明示し、教職員及び学生に周知し、社会に対して公表しているか。

評価の視点1：各学部、学科、研究科ごとに設定する人材育成その他の教育研究上の目的の適切な明示
評価の視点2：教職員、学生、社会に対する刊行物、ウェブサイト等による大学の理念・目的、学部・研究科の目的等の周知及び公表
評価の視点3：大学の理念・目的、学部・研究科の目的等の達成状況の教職員、学生、高等学校、社会に対する周知及び公表

大学の使命・目的・目標及び学部・研究科の目的は学則に明記されている。この学則に加えて、設置学校法人の建学の精神、本学のミッション・使命、教育理念、教育目標は大学HPにて教職員、学生、社会に対して公表されている。各学部の教育理念、教育目的、教育目標、及び、各研究科の理念・目標についても、大学HPにて教職員、学生、社会に対して公表されている。

本学は、教育研究活動の状況などについて、積極的な情報開示することを学則第3条1項に、定めている。それに則り、本学ホームページで、大学及び学部・研究科の概要を公表するほか、同サイトの「情報の公表」にも具体的な情報を開示している。(資料 1-10【ウェブ】) また、開学以来、大学の管理運営、教学の実際、教育成果などを、兵庫医療大学年報としてまとめ、また、研究業績を兵庫医療大学紀要及び兵庫医療大学業績集としてまとめ、関係機関などに配布してきた。平成28年度以降、これらの情報は、機関リポジトリにアップすることで、より広範に社会へ開示している。(資料 1-11【ウェブ】) その他、教職員による高校訪問、各種の高大連携活動、入試説明会などにより、社会に対しての本学情報の周知を図っている。

これらの活動に対しての社会からの認知度については、毎年度本学入学者へのアンケートを実施するほか、本学への非出願者、非入学者についても、アンケート調査を実施している。加えて、兵庫医療大学高大連携協定校との連携協議会(資料 1-12)において、高校側と検証している。

他方、教職員に対しては、年2回(1、4月)の全学教職員集会において、大学執行部による年度計画概要と進捗状況の報告の中で、本学の理念・目的についての意識の共有を図る(資料1-13)ほか、全員参加による全学FD/SDワークショップ(年一回3月開催)により、教学に関する具体の取り組みを周知・共有している。(資料1-14)

学生に対しては、学生ハンドブック2018(資料1-15)に、建学の精神、教育理念に加えて、学生が健全な大学生活を送る上での諸事項をマニュアルとして収載し、周知するほか、年度ごとの、各種オリエンテーションによりその徹底を図っている。また、大学ホームページの「建学の精神・理念」、「情報の公表」他のサイトで公表している。

以上のように、大学の理念・目的及び学部・研究科の目的は学則、大学HP及び学生ハンドブックにて適切に明示され、教職員、学生、社会に対して公表されていると判断される。

点検・評価項目③：大学の理念・目的、各学部・研究科における目的等を実現していくため、大学として将来を見据えた中・長期の計画その他の諸施策を設定しているか。

評価の視点：将来を見据えた中・長期の計画その他の諸施策の設定

- 学校法人兵庫医科大学第3次中期事業計画(2018～2022)「未来への挑戦—新たなるステージへ—」の策定(資料1-2【ウェブ】)
第2次中期事業計画に引き続き、本法人の第3次中期事業計画を、「目指す姿」、「基本コンセプト」、「戦略」、「施策」として策定し、その中で、本学の果たすべき役割も明記している。
- 兵庫医療大学将来ビジョン(HUHS vision 20)(資料1-3【ウェブ】)
本学の開学10周年事業として、平成29年に、開学20年目の到達目標として、「西日本を代表する医療総合大学としての教学基盤の確立」を定め、そのための5つビジョン、基軸、行動計画を策定している。併せて、大学のビジョンに沿い、学部・研究科についても、同様に行動計画などを策定し、公表している。

以上のように、法人の中期事業計画、大学及び学部研究科のHUHS vision 20を通して、本学が目指す医療総合大学としての教学基盤の確立と、それによる医療人育成教育の実践は、法人—大学—学部・研究科に繋がる一貫したものとして共有されている。また、その現状分析と改善に向けた取り組みは、本法人が設置する学校法人兵庫医科大学連携協議会において、複数回/年、検討している。(資料1-16)

加えて、大学活動全般に対する外部意見の聴取は、兵庫医療大社学連携アドバイザーボードと大学執行部との会議(年1回)により行っている。(資料1-17、1-18)

(2) 長所・特色

- 本学の兄弟校である兵庫医科大学医学部及び同大学病院との密接な教育連携による

「チーム医療」を担える人材の育成教育は、本学の教育目標の優れた特長といえるものである。本法人に設置した医療人育成研修センターと、本学の共通教育センターが、両大学を結ぶ共通カリキュラムとして実施すると共に、絶えず、教育内容の改善などを行っている。

- 本学における教育は、薬学部、看護学部、リハビリテーション学部、それぞれに必須の専門教育に加えて、学部共通のカリキュラムとしての医療概論、チーム医療概論、チーム医療論演習など、さらには、アカデミックリテラシー、人文科学、語学などの共通教育科目から構成されている。これら共通科目については、全学部学生参加の混成グループ分けによる講義・演習を実施することで、学部を超えた学生のつながりを促進し、医療職者として必須のチーム医療への理解を促している。
- 教育目標のひとつに掲げる「国際性の涵養」については、国際交流委員会が所掌し、アデレード大学（オーストラリア）と北京中医薬大学（中国）の2つの大学との間に、学術交流協定を締結し、学生の交換留学などを実施している。（資料1-19【ウェブ】）

以上のように、大学の理念・目的及び学部・研究科の目的等を実現していくために、法人では中期事業計画、本学では大学及び学部研究科のHUHS vision 20を策定を通じて、本学が目指す医療総合大学としての教学基盤の確立と、それによる医療人育成教育の実践のための中・長期計画が策定されていると判断される。

（3）問題点

学修成果の一つである、医療職国家資格の取得について、看護学部、リハビリテーション学部については、開学以来、概ね100%を維持していることから問題は見られない。他方、薬学部については、特に、最近、新卒合格率が50～60%台に低迷している。この点の改善は、法人の重点事業計画にも挙げ、薬学部のみならず、大学全体として注力して取り組んでいる。薬学部における、この数年の手厚い教育支援策により、2022年に、全国平均に達する目標を掲げている。

この課題については、新卒の国家試験合格率を上げることにのみに対処するのではなく、本学の定めるポリシーに基づく適正な成績判定のもとに、個々の学生への学習支援を維持、強化することにより、学生の学修意欲を高め、結果的に国家試験合格率のアップにも繋がることを目指している。

（4）全体のまとめ

- 法人の目指す医療総合大学の一翼を担う本学は、大学の理念・目標、学部・研究科の目的は、大学の使命・目的と密接に関連している。大学の理念・目的及び学部・研究科の目的は学則、大学HP及び学生ハンドブックにて適切に明示され、教職員、学生、社会に対して公表されている。法人での中期事業計画、本学での大学及び学部研究科のHUHS vision 20の策定を通じて、本学が目指す医療総合大学としての教学基盤の確立と、それによる医療人育成教育の実践のための中・長期計画が策定されている。
- 「現状説明」として記述したように、大学としての教学の基盤は確立されており、全ての学位課程において、おおむね適切な教育が実施されている。とくに、医療人育成教

育の実践における独自性の高い教育課程は、本学の教学の際立った長所といえるもので、次代のわが国の医療を担う人材育成と云う観点からも、高く評価できるものである。

- 本学の教育に対する学生の評価、社会の評価など、おおむね妥当であると判断できるものの、その成果の一つである医療国家資格の取得において、薬学部が低迷しているという大きな課題が残されている。学生の意識、学力レベルが多様化する状況の中においても、学生一人ひとりに向き合う丁寧な教育を実践することで、大学としての社会的使命を果たして行きたい。

第2章 内部質保証

(1) 現状説明

点検・評価項目①：内部質保証のための全学的な方針及び手続を明示しているか。

評価の視点：下記の要件を備えた内部質保証のための全学的な方針及び手続の設定とその明示

- ・内部質保証に関する大学の基本的な方針と手続
- ・上記の学内共有

本学では学則第1条（資料 1-4）に掲げる目的の実現に向けて、組織及び活動を不断に検証し、その充実向上に努め、適切な水準にあることを自らの責任で説明・証明していく恒常的・継続的プロセスを内部質保証として定義している。この定義も含め、内部質保証に関する大学の基本的な方針と手続を「兵庫医療大学内部質保証方針」（資料 2-1）として定めている。この方針は本学ホームページを通じて学内外に周知・公表されている。（資料 1-5【ウェブ】）

以上のことから、内部質保証のための全学的な方針及び手続を明示していると判断できる。

点検・評価項目②：内部質保証の推進に責任を負う全学的な体制を整備しているか。

評価の視点1：内部質保証の推進に責任を負う全学的な組織の整備

評価の視点2：内部質保証の推進に責任を負う全学的な組織のメンバー構成

内部質保証を機能させる目的で、「兵庫医療大学の内部質保証に関する規程」（資料 2-2）を定め、内部質保証の推進に責任を負う全学的な組織として、「兵庫医療大学内部質保証委員会」を設置している。本委員会の任務は、（1）内部質保証を実現する体制の整備、運用、検証及び改善方針の立案、（2）大学全体の自己点検・評価活動に関する方針の策定、（3）自己点検・評価活動における各学部、研究科及び各部局への指示、（4）自己点検・評価活動の結果（外部評価等による指摘事項を含む。）に基づく全学にかかわる改善を要する事項の改善方法の検討、その他である。この委員会は、副学長、学部長、共通教育センター長、研究科長、教務部長、学生部長、事務部長等から構成されている。本委員会の長は学長から指名される。本委員会は、大学の内部質保証に係る基本方針及び方策並びにそれらに関する審議・実施内容を学長に報告することとなっており、報告を受けた学長は、必要に応じて、委員会に対し、改善指示を行うものとされている。本委員会は自己点検・評価活動における各学部、研究科及び各部局への指示を行うこととなっている。一方、部局内の自己点検評価組織により、部局ごとのPDCAサイクルが運営される体制が整備されている。

以上のことから、内部質保証の推進に責任を負う全学的な体制が整備されていると判断できる。

点検・評価項目③：方針及び手続に基づき、内部質保証システムは有効に機能しているか。

評価の視点1：学位授与方針、教育課程の編成・実施方針及び学生の受け入れ方針の策定のための全学としての基本的な考え方の設定
評価の視点2：行政機関、認証評価機関等からの指摘事項（設置計画履行状況等調査等）に対する適切な対応
評価の視点3：内部質保証の推進に責任を負う全学的な組織による学部・研究科その他の組織における教育のP D C Aサイクルを機能させる取り組み

兵庫医療大学内部質保証委員会の設置以前は、大学協議会（資料 2-3）が内部質保証の推進責任を負っていた。3つの方針（学位授与方針、教育課程の編成・実施方針及び学生の受け入れ方針）の策定に際して、全学としての3つの方針を定め、それに整合するよう、各部署の3つの方針を策定する手順が取られていた（資料 2-4～7）。

平成 24 年度の認証評価において大学基準協会から指摘された2つの努力課題に対して、下記のように組織的に対応した。

努力課題 1 学部、研究科ごとの人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的が「学則」またはこれに準ずる規則等に定められていないので、改善が望まれる。

《本学の対応 1》

①学校教育法・同施行規則の改正（平成 27 年 4 月 1 日施行）に向けての学則及び諸規程の見直し・点検の全体作業の中で、努力課題である学部等の目的の記載を検討し（資料 2-8）、平成 27 年 4 月 1 日付で「兵庫医療大学学則」を改正した。具体的には、法令改正による学則改正は大学全体の事案として、学長主導のトップダウンで実施していく方向で、学長・副学長会議において学校教育法等改正への実務を始動した。各学部の目的に係る条文については、各学部長からの検討案を踏まえ、学則改正案の第 1 条の 2 として、学長・学部長懇談会で意見聴取（資料 2-9）の上、一部文言を修正する案を大学協議会に付議し承認した。（資料 2-10）また、学内教職員への対応として、学校教育法改正の趣旨等を全学教職員集会において直接説明し、学則改正案については、大学協議会承認後、学内グループウェア回覧にて意見を聴取する機会を設けると同時に周知を図った。法人手続きとしては、常務会、評議員会同意の上、理事会で改正案を承認した。（資料 2-11）（平成 27 年 6 月 3 日 文部科学省届出済）

②大学院学則での各研究科の目的の記載については、各研究科長からの検討案を基に学長・学部長懇談会（資料 2-12）で意見聴取の上、改正学校教育法に係る条文改正に併せた形で、修正案を大学協議会に付議し承認した。法人手続きとしては、常務会、評議員会同意の上、理事会で改正案を承認した。（資料 2-13）（平成 28 年 6 月 30 日 文部科学省届出済）上記①、②の改正学則は、学内 web ページに掲載する共に、学外向けの情報公開ページにも掲載し周知を図った。

努力課題 2 医療科学研究科において、学位論文審査基準が明文化されていないので、「論文コース」「課題研究コース」のそれぞれにおいて履修要項やシラバスなどに明記し、

あらかじめ学生に明示するよう、改善が望まれる。

《本学の対応2》

学位論文に係る審査基準については、本学大学院学位規程（資料 2-14）及び同医療科学研究科学位論文審査に関する内規（資料 2-15）の条文では定めていなかったが、薬学研究科及び看護学研究科では、学位論文審査基準として明文化されていた。そこで医療科学研究科の学位論文審査基準についても、他の2研究科と同様に「2016年度履修要項・シラバス」の P.17 に記載して学生等に周知することとした。（資料 2-16）

以上のことから、本学の内部質保証システムは、全学的な方針の明示や組織的手続きに基づき、有効に機能していると判断できる。

点検・評価項目④：教育研究活動、自己点検・評価結果、財務、その他の諸活動の状況等を適切に公表し、社会に対する説明責任を果たしているか。

評価の視点1：教育研究活動、自己点検・評価結果、財務、その他の諸活動の状況等の公表

評価の視点2：公表する情報の適切な更新

教育研究上の基礎的な情報として、学部・学科・研究科の構成、学部局の教育上の目的・研究上の目的、専任教員数、校地・校舎等の施設その他の学生の教育研究環境、授業料、入学料その他の大学等が徴収する費用が大学HPにて公表されている。

修学上の情報として、教員組織、各教員が有する学位及び業績、入学者に関する受入方針、入学者数、収容定員、在学者数、卒業（修了）者数、進学者数、就職者数、国家試験結果、授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業計画（シラバス又は年間授業計画の概要）、学修の成果に係る評価及び卒業又は修了の認定に当たっての基準、学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援体制、履修モデルが大学HPにて公表されている。

財務情報として財務諸表が学校法人のWebサイトおよびそこにリンクした大学HPにて公表されている。（資料 2-17【ウェブ】）

教育研究上の詳細情報として、教員一人当たり学生数、収容定員充足率、年齢別教員数、職階別教員数、専任教員と非常勤教員の比率、学位授与数または授与率、就職先の情報、入学者推移、退学・除籍者数・中退率、留年者数、社会人学生数、留学生数及び海外派遣学生数、国際交流・社会貢献等の状況が大学HPにて公表されている。（資料 1-10【ウェブ】）

その他の情報として、学則、設置認可申請関係書類、公的研究費の不正使用防止への取組、学校法人兵庫医科大学ハラスメント防止に係る規程が大学HPにて公表されている。

また、評価活動として、学生による授業評価、大学認証評価（自己点検評価結果、認証評価結果）、薬学部教育評価認定、リハビリテーション学部教育評価認定、世界作業療法士連盟認定が大学HPにて公表されている。（資料 2-18【ウェブ】）

加えて、大学のほぼすべての活動内容が兵庫医療大学年報により公表されている。兵庫医療大学年報は平成26年度活動分までは隔年度刊行であったが、平成28年度からは毎

年度年発行することにより、より精密かつタイムリーな公表が可能となっている。この情報は兵庫医療大学機関リポジトリ及びそこにリンクした大学 HP を通じて社会に広く公開されている。(資料 1-11【ウェブ】)

教員一人当たり学生数、収容定員充足率、年齢別教員数、職階別教員数、専任教員と非常勤教員の比率は平成 30 年 5 月 1 日時点の情報が、学位授与数または授与率、就職先の情報、入学者推移、退学・除籍者数・中退率、留年者数は平成 29 年の確定値情報が公開されており、情報は適切な頻度で更新されている。(資料 1-10【ウェブ】)

以上のことから、本学の教育研究活動、自己点検・評価結果、財務、その他の諸活動の状況等は適切に公開され、社会に対する説明責任を果たしていると判断できる。

点検・評価項目⑤：内部質保証システムの適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点 1：内部質保証システムの適切性・有効性の定期点検・評価
評価の視点 2：点検・評価結果に基づく改善・向上

本学ではこれまで大学協議会が内部質保証の推進の機能を担っていた。前回の大学認証評価結果への対応（点検・評価項目③で記述）を含め、教学面での大学活動は大学協議会のもつ内部質保証システムを通じて適切に PDCA サイクルが作動してきた。しかし、大学協議会を通じた内部質保証担保の仕組みについて、その方針や手続きが明文化されていなかったことが判明した。そこで「兵庫医療大学内部質保証方針」を定め、「兵庫医療大学の内部質保証に関する規程」を整備することにより、兵庫医療大学の内部質保証体制を平成 31 年 4 月に構築し大学内外に明示した。一方で「兵庫医療大学内部質保証委員会」は平成 31 年 4 月末の段階での未開催であり、当該委員会の任務である（1）内部質保証を実現する体制の整備、運用、検証及び改善方針の立案、（2）大学全体の自己点検・評価活動に関する方針の策定、（3）自己点検・評価活動における各学部、研究科及び各部局への指示、（4）自己点検・評価活動の結果（外部評価等による指摘事項を含む。）に基づく全学にかかわる改善を要する事項の改善方法の検討、は着手されていない。

以上のことから、内部質保証システムの適切性について、定期的な点検・評価が実施され、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行う段階に到達していないと判断できる。

（2）長所・特色

なし。

（3）問題点

内部質保証システムの適切性について、定期的な点検・評価が実施され、その結果をも

とに改善・向上に向けた取り組みを行うことを通じてPDCAサイクルが完結していない。

(4) 全体のまとめ

内部質保証のための全学的な方針及び手続きは明示され、内部質保証の推進に責任を負う全学的な体制が整備されている。本学の内部質保証システムは、全学的な方針の明示や組織的手続きに基づき、有効に機能している。本学の教育研究活動、自己点検・評価結果、財務、その他の諸活動の状況等は適切に公開され、社会に対する説明責任を果たしている。今後は、内部質保証システムの適切性について、定期的な点検・評価を実施し、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行う一連のサイクルを完遂することが望まれる。

第3章 教育研究組織

(1) 現状説明

点検・評価項目①：大学の理念・目的に照らして、学部・研究科、附置研究所、センターその他の組織の設置状況は適切であるか。

評価の視点1：大学の理念・目的と学部（学科または課程）構成及び研究科（研究科または専攻）構成との適合性

評価の視点2：大学の理念・目的と附置研究所、センター等の組織の適合性

評価の視点3：教育研究組織と学問の動向、社会的要請への配慮

社会的要請として多職種連携のチーム医療を実践することが求められている。(資料 3-1)
第1章の「理念・目的」に述べたように、本学の教育研究組織は、「ボーダレス」な教育研究環境の下で、多職種と連携して「チーム医療」を担う医療人を育成する教育を主眼として編成している。

薬学部医療薬学科（定員 150 名）、看護学部看護学科（定員 100 名）、リハビリテーション学部理学療法学科（定員 40 名）・作業療法学科（定員 40 名）の3学部4学科がある。これらの学部・学科は、国家資格に担保される医療専門職者を育成するために適正な組織である。全学的に必要な共通領域の教育をサポートする組織として共通教育センターを設置している。また、それぞれの学部の専門性を発展させる研究科として、薬学研究科、看護学研究科、医療科学研究科（リハビリテーション科学領域）がある。(次頁の図 3-1)

同一法人内兄弟校である兵庫医科大学との連携を図るため、学校法人兵庫医科大学大学連携協議会を置き（資料 1-16）、また、教育面の合同授業や臨床実習について連携・調整を図るため、法人内に医療人育成研修センターを設置している。(資料 1-6)

同センターは、兵庫医科大学医学部と本学の薬学部、看護学部、リハビリテーション学部の4学部合同授業（チーム医療論演習など）を通して、本学共通教育センターおよび各学部とともに多職種連携教育を推進している。(資料 3-2【ウェブ】、3-8【ウェブ】)

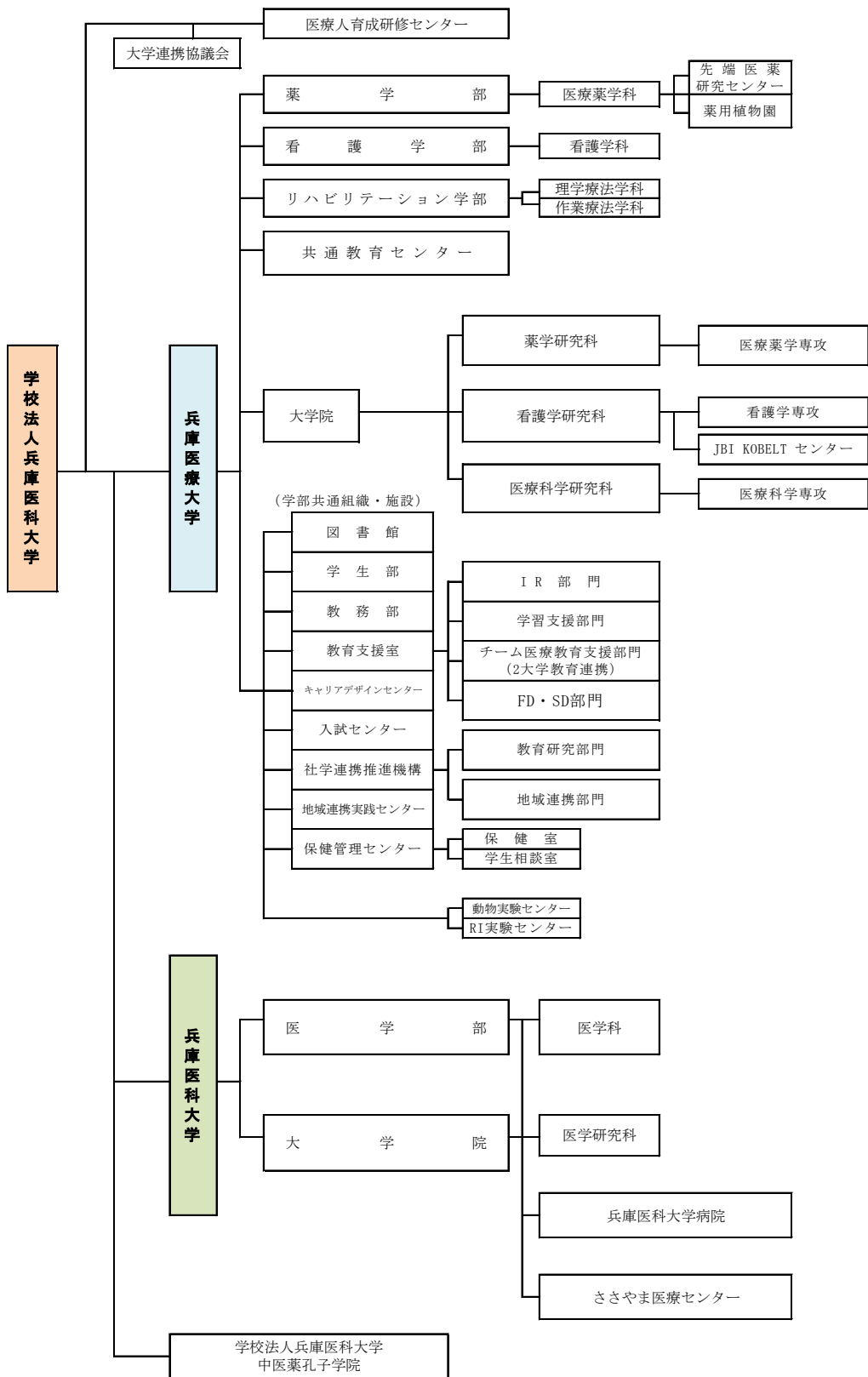


図 3-1 学校法人兵庫医科大学 教育研究組織概要図

以上より、本学における、医療人育成教育のための方策とその実施主体の教育研究体制の構成は、「チーム医療・多職種連携の推進についての社会的要請」にまさに応えるものであり、大学の理念・目的に照らして、学部・研究科、センターその他の組織の設置状況は適切であると判断できる。

点検・評価項目②：教育研究組織の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点1：適切な根拠（資料、情報）に基づく点検・評価

評価の視点2：点検・評価結果に基づく改善・向上

これまでに、学問の動向や社会的要請、大学を取り巻く国際的環境等を配慮して、文部科学大臣認定職業実践力育成プログラム（BP）コース（資料1-7【ウェブ】、3-3）、中医薬孔子学院（教員配置あり）、JBI-Kobe Center of Excellence（資料3-4）を大学協議会にて審議のうえ、設置した。

各学部・研究科での自己点検評価を通して、本学の学部・研究科の教育研究組織形態は適切と評価した（資料2-21）。例として、大学院薬学研究科における平成30年度自己点検・評価報告を挙げる（資料3-5、3-6）。また、近年は学問の動向や社会的要請を配慮のうえ、新たな大学院博士課程（看護学研究科・医療科学研究科）の設置に向けて、大学院運営委員会、学長・副学長会議、学長・学部長懇談会で積み上げ型の協議を行い、大学協議会の承認を得て、文部科学省への相談を行い（資料3-7）、継続して検討している。

以上より、教育研究組織の適切性について定期的に点検・評価を行い、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているとは判断できる。

（2）長所・特色

医療人育成研修センターは、同一法人内兄弟校である兵庫医科大学との連携を図るため、医学部、薬学部、看護学部、リハビリテーション学部の4学部で、合同授業や臨床実習について連携・調整を図っている。（資料3-2【ウェブ】）

（3）問題点

大学の理念・目的に照らして、学部・研究科、附置研究所、センターその他の組織の設置状況は適切であるので、特に、問題はない。

（4）全体のまとめ

大学の理念・目的に照らして、学部・研究科、附置研究所、センターその他の組織の設置状況は適切である。今後、新たな大学院博士課程の設置に向けて、取り組んでいる。

第4章 教育課程・学習成果

(1) 現状説明

点検・評価項目①：授与する学位ごとに、学位授与方針を定め、公表しているか。

評価の視点1：課程修了にあたって、学生が修得することが求められる知識、技能、態度等、当該学位にふさわしい学習成果を明示した学位授与方針の適切な設定及び公表

学校法人兵庫医科大学の建学の精神「社会の福祉への奉仕」「人間への深い愛」「人間への幅の広い科学的理解」に則り、兵庫医療大学としての「ミッション」「教育理念」「教育目標」を掲げている（資料 1-5【ウェブ】、2-19、2-20）。これらに基づき、大学として学部全体、大学院全体の「卒業認定・学位授与の方針」を定め、さらに授与する学位ごとに「卒業認定・学位授与の方針」を定めている。本学の学部教育課程は各学部とも国家試験の受験資格と関連しており、「薬学教育モデルコアカリキュラム」「保健師助産師看護師学校養成所指定規則」「理学療法士作業療法士学校養成施設指定規則」に基づいて編成されている。そのため到達目標も明確で、学位授与の方針では卒業までに身につけるべき知識・技術・態度等の学習成果について具体的に示されており、授与する学位にふさわしい内容となっている。また、大学院看護学研究科、医療科学研究科の学位授与方針では研究的素養を身に付けることに加え、高度医療専門職者に求められる能力についても具体的に挙げている。

これらの大学として定める学部全体、大学院全体の「卒業認定・学位授与の方針」は大学ホームページや入試ガイド、大学院案内、大学院便覧にて公表しており（資料 1-5【ウェブ】、2-19、2-20）、授与する学位ごとの「卒業認定・学位授与の方針」も大学ホームページ、教務便覧及び大学院便覧にて公表している。学部生向けの「教務便覧」、大学院生向けの「大学院便覧」は入学時に配布し、入学時のオリエンテーションで学生・大学院生へ周知している（資料 1-5【ウェブ】、2-19、2-20）。

このように、大学全体・各部局で教育課程に相応しい「学位授与方針」を定め、修得すべき学習成果の内容は明確にされており、また、誰もが容易に参照できる方法で公表していることから、適切に学位授与方針を定め、公表していると判断できる。

点検・評価項目②：授与する学位ごとに、教育課程の編成・実施方針を定め、公表しているか。

評価の視点1：下記内容を備えた教育課程の編成・実施方針の設定及び公表

- ・教育課程の体系、教育内容
- ・教育課程を構成する授業科目区分、授業形態等

評価の視点2：教育課程の編成・実施方針と学位授与方針との適切な連関性

本学の学部教育課程は、各学部とも国家試験受験資格と関連しており、「薬学教育モデルコアカリキュラム」「保健師助産師看護師学校養成所指定規則」「理学療法士作業療法士学

校養成施設指定規則」に準拠しているが、本学の学部全体、各学部・学科ごとの「学位授与方針」に示される身につけるべき能力を段階的に学修できるよう、学部・学科ごとに「教育課程の編成・実施方針」を設定している（資料 1-5【ウェブ】）。さらに各学部ごとに「編成方針」「実施方針」「成績評価法」も設定している（資料 4-1【ウェブ】）。

各学部の教育課程は「基礎分野」「専門基礎分野」「専門分野」に分類されており、学年の進行に伴い、系統的に学修を進めることができるようになっている。「基礎分野」「専門基礎分野」の科目群は、講義系科目の比率が高いが、「専門分野」の科目群では講義系科目に対応する形で演習・実習科目を適宜配置している。

大学院の教育課程も、本学の大学院全体、各研究科ごとの「学位授与方針」に示される身につけるべき能力を段階的に学修できるよう、大学として定めた大学院全体の「教育課程編成・実施の方針」に基づき、研究的素養を身に付けた高度医療専門職者育成のために、研究科ごとに「教育課程の編成・実施方針」を設定している（資料 1-5【ウェブ】、2-19）。特に、看護学研究科、医療科学研究科に入学してくる大学院生は、ほとんどが国家資格を有しており、自らの臨床経験をもとにそれをさらに発展させ、研究的素養が身につけられるよう、教育課程は「修士課程共通科目」、「看護学研究科共通科目」または「医療科学研究科専門基礎科目」、各研究科「専門科目」から編成されている（資料 2-19）。

博士課程である薬学研究科の教育課程は「専門基礎科目」「専門演習科目」「研究指導科目」から編成されている。それぞれの研究科ごとに「編成方針」「実施方針」「成績評価法」も設定し、これらの能力は学位授与方針と関連している（資料 2-19、4-3、4-4）。

大学院の科目群はコースワークとリサーチワークから成り、コースワークでは演習などを多く取り入れ双方向・多方向の講義形態を用いている（資料 2-20、4-2、4-3、4-4）。

これらの大学として定める学部全体、大学院全体の「教育課程の編成・実施方針」は大学ホームページや教務便覧、大学院便覧にて公表しており、各部局ごとの「教育課程の編成・実施方針」も大学ホームページや教務便覧、大学院便覧にて公表している（資料 1-5【ウェブ】、4-1【ウェブ】）。学部生向けの「教務便覧」、大学院生向けの「大学院便覧」は入学時に配布し、入学時のオリエンテーションで学生・大学院生へ周知している。（資料 2-19、2-20）

このように、大学全体および授与する学位ごとに「学位授与方針」に沿った「教育課程の編成・実施方針」を定め、教育課程は明確にされており、また、誰もが容易に参照できる方法で公表していることから、適切に教育課程の編成・実施方針を定め、公表していると判断できる。

点検・評価項目③：教育課程の編成・実施方針に基づき、各学位課程にふさわしい授業科目を開設し、教育課程を体系的に編成しているか。

評価の視点 1：各学部・研究科において適切に教育課程を編成するための措置

- ・教育課程の編成・実施方針と教育課程の整合性
- ・教育課程の編成にあたっての順次性及び体系性への配慮

- ・単位制度の趣旨に沿った単位の設定
- ・個々の授業科目の内容及び方法
- ・授業科目の位置づけ（必修、選択等）
- ・各学位課程にふさわしい教育内容の設定

<学士課程>初年次教育、高大接続への配慮、教養教育と専門教育の適切な配置等

<修士課程、博士課程>コースワークとリサーチワークを適切に組み合わせた教育への配慮等

評価の視点2：学生の社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を育成する教育の適切な実施

本学の学部教育課程は、各学部とも国家試験受験資格と関連しており、「薬学教育モデルコアカリキュラム」「保健師助産師看護師学校養成所指定規則」「理学療法士作業療法士学校養成施設指定規則」に準拠した科目群と、本学の学部全体、各学部の「教育課程の編成・実施方針」に基づいた科目群から構成されている。各学部の教育課程は「基礎分野」「専門基礎分野」「専門分野」から構成されており、学年の進行に伴い、系統的に学修を進めることができるようになっている。また、各学部ごとに「編成方針」「実施方針」「成績評価法」を設定しており、教育課程編成の基本的な考え方となっている。（資料4-1【ウェブ】、2-19）。

入学して間もない学生がスムーズに「大学での学びに必要な学習方法や基本的能力を修得」できるよう、各学部の学生が混成されたグループで行われる「アカデミックリテラシー」が入学直後、他の授業開始前に集中的に行われる。また、学部全体の教育課程の編成・実施方針にもある「幅広い教養と心豊かな人格の育成」のために、学生が自ら学修を進められるよう「基礎分野」には複数の選択科目を配置している。「専門基礎分野」では「専門分野」での学びの基礎となる科目群を配置するとともに、学部全体の教育課程の編成・実施方針にある「関連分野とのボーダレスな教育環境のもと専門性の高い知識と技術の修得・優れたコミュニケーション能力を基礎としたチーム医療を担える資質の育成」のために、学部の枠を超えて、1年次の「早期臨床体験実習」、2年次の「チーム医療概論」、4年次の「チーム医療論演習」を配置している。この中で、「早期臨床体験実習」「チーム医療論演習」では、同一法人内の兵庫医科大学とも連携し、多職種連携教育を実践している（資料4-1【ウェブ】、4-5, 4-6）。各学部の教育課程の「基礎分野」「専門基礎分野」の科目群は、講義系科目の比率が高い。一方、「専門分野」の科目群では講義系科目に対応する形で演習・実習科目を適宜配置している。専門科目の多くのは必修科目で、「薬学教育モデルコアカリキュラム」「保健師助産師看護師学校養成所指定規則」「理学療法士作業療法士学校養成施設指定規則」に準拠した科目である。また、医療人育成のためには臨床現場での実習は非常に重要であるが、1年次の「早期臨床体験実習」をはじめ、看護学部、リハビリテーション学部ではそれぞれの学年でも臨床実習を取り入れた教育課程となっている。

1単位の授業時間数は、大学設置基準に則り、講義・演習科目は15～30時間の授業時間、実験、実習、実技科目は30時間～45時間の授業時間とし、授業の内容により、適宜授業時間を決定している（資料4-7～11）。

各研究科ごとの「学位授与方針」に示される研究的素養を身に付けた高度医療専門職者

育成のために、研究科ごとに設定した「教育課程の編成・実施方針」に基づき教育課程が編成されている。看護学研究科、医療科学研究科の教育課程は「修士課程共通科目」、「看護学研究科共通科目」または「医療科学研究科専門基礎科目」、各研究科「専門科目」から編成される（資料 2-20、4-3、4-4）。

博士課程薬学研究科の教育課程は「専門基礎科目」「専門演習科目」「研究指導科目」から編成されている。それぞれの研究科ごとに「編成方針」「実施方針」「成績評価法」を設定し、教育課程編成の基本的な考え方となっている（資料 2-20、4-2）。

大学院の科目群はコースワークとリサーチワークから成り、コースワークでは演習などを多く取り入れ双方向・多方向の講義形態を用いているリサーチワークでは各研究分野ごとに研究指導が受けられるようにしている（資料 2-20）。

以上のことから、本学の教育課程の編成・実施方針と教育課程は十分に整合しており、各教育課程では教育課程の編成・実施方針に基づいて授業科目を開設し、教育課程を体系的に編成していると判断できる。

点検・評価項目④：学生の学習を活性化し、効果的に教育を行うための様々な措置を講じているか。

評価の視点 1：各学部・研究科において授業内外の学生の学習を活性化し効果的に教育を行うための措置

- ・各学位課程の特性に応じた単位の実質化を図るための措置（1年間又は学期ごとの履修登録単位数の上限設定等）
- ・シラバスの内容（授業の目的、到達目標、学習成果の指標、授業内容及び方法、授業計画、授業準備のための指示、成績評価方法及び基準等の明示）及び実施（授業内容とシラバスとの整合性の確保等）
- ・学生の主体的参加を促す授業形態、授業内容及び授業方法

< 学士課程 >

- ・授業形態に配慮した 1 授業あたりの学生数
- ・適切な履修指導の実施

< 修士課程、博士課程 >

- ・研究指導計画（研究指導の内容及び方法、年間スケジュール）の明示とそれに基づく研究指導の実施

国家試験受験資格に関連する本学の教育課程の特徴から、必修科目の割合が高いが、1年間に履修できる単位数の上限を設定し、単位の実質化が図られるようにしている（資料 2-18）。また、単位の実質化のためには、シラバスに「事前・事後の取り組み」をできる限り具体的に明記し、授業時間外学習の効率化を図っている。シラバスには、授業の目的、到達目標、学習成果の指標、授業内容及び方法、授業計画、授業準備のための指示、成績評価方法及び基準等が明示されており、シラバス通り授業運営がなされているかは、授業

終了後に行われる学生の授業アンケートで確認している（資料 4-1【ウェブ】、4-12、4-13）。

学生自らが学ぶ姿勢を涵養するために、1 年時より少人数のグループで「Team-Based learning (TBL)」を経験したり、多くの授業でグループ学習、プレゼンテーションを取り入れている。また、薬学部、看護学部では一学年の学生数が 150 名、100 名と多人数であるため、実習系の授業では、授業内で複数の教員が実習指導を行ったり、クラス分けするなど、教員数：学生数に配慮した授業運営を行っている。また、各授業では、グループ学習、問題基盤型学習、チーム基盤型学習など参加型学習方法を多く取り入れている（チーム医療概論など）。

学生への履修指導は、毎年年度始まりのオリエンテーションの際に行われ、必要がある場合は各学部教育委員、担任からも履修指導を行う。また、各学部では履修支援を必要とする学生に対して、学習支援教員が個別指導を行う（資料 4-14, 4-15）。

本学で学ぶ大学院生の多くが就業を続けているので、コースワークについては、土日開講など大学院生が履修しやすい環境を提供している。大学院での授業科目についてもシラバスが整備され、学部シラバスと同様の内容で公開している（資料 4-1【ウェブ】）。また、大学院生の履修がスムーズに行えるよう、研究経過の発表会などを適宜設け、修了までのスケジュールについても事前に公表している（医療科学研究科）（資料 4-16）。また、看護学研究科、医療科学研究科は厚生労働省教育訓練給付金講座に指定されており、経済的なバックアップを受けられるようにしている。

各研究科では分野ごとに指導体制を構築し、研究指導を行なっている。

以上のことから、本学では学生の学習を活性化し、効果的に教育を行うための様々な措置が講じられていると判断できる。

点検・評価項目⑤：成績評価、単位認定及び学位授与を適切に行っているか。

評価の視点 1：成績評価及び単位認定を適切に行うための措置

- ・ 単位制度の趣旨に基づく単位認定
- ・ 既修得単位の適切な認定
- ・ 成績評価の客観性、厳格性を担保するための措置
- ・ 卒業・修了要件の明示

評価の視点 2：学位授与を適切に行うための措置

- ・ 学位論文審査がある場合、学位論文審査基準の明示
- ・ 学位審査及び修了認定の客観性及び厳格性を確保するための措置
- ・ 学位授与に係る責任体制及び手続の明示
- ・ 適切な学位授与

大学設置基準に則り、学則で「単位の算定基準」を規定し、講義・演習科目は 15～30 時間の授業時間、実験、実習、実技科目は 30 時間～45 時間の授業時間とし、授業の内容により、適宜授業時間を決定している（資料 4-7～11）。また、既修得単位の認定についても学則に則り、申請された科目について教育委員会で検討し、教授会の意見を聴いて学長

が認定している（資料 1-4、4-17～19）。また、大学院では本学大学院が実施している文部科学大臣認定「職業実践力育成プログラム（BP）」修了生が大学院に進学した際には、「職業実践力育成プログラム（BP）」の一部を大学院での既修得単位として認めている（資料 4-20）。

成績評価法については、各学部・各研究科ともにホームページで全体の方針を示し、各科目についてはシラバスで具体的に成績評価法を示している。

成績評価の客観性、厳格性を担保するための措置として、学部では成績評価を教授会・で審議した後、学生へ開示し、学生からの疑義照会後、成績評価を確定している（資料 4-18）。大学院においても研究科委員会で審議した後、成績評価を確定している。卒業・修了要件に関しては、入学時のオリエンテーションで教務便覧・大学院便覧を用いて説明している（資料 2-19, 2-20）。

学士の学位認定は、最終学年までの単位修得が卒業要件を満たしているか教授会で審議した後、学長が認定している（資料 4-18）。博士・修士の学位認定は、最終学年までの単位修得が修了要件を満たしているか研究科委員会で審議した後、学長が認定している。大学院においては特別研究・科学研究で学位論文の作成を行うが、それぞれの研究科の論文審査基準に則り、複数名の教員によって厳正に審査を行っている（資料 4-2～4, 4-21）。

以上のことから、本学では成績評価、単位認定及び学位授与を適切に行っていると判断できる。

点検・評価項目⑥：学位授与方針に明示した学生の学習成果を適切に把握及び評価しているか。

評価の視点 1：各学位課程の分野の特性に応じた学習成果を測定するための指標の適切な設定

評価の視点 2：学習成果を把握及び評価するための方法の開発

《学習成果の測定方法例》

- ・アセスメント・テスト
- ・ルーブリックを活用した測定
- ・学習成果の測定を目的とした学生調査
- ・卒業生、就職先への意見聴取

各学部は国家試験受験資格に関連しており、学位授与方針に示された達成されるべき能力のうち、知識、知識の臨床応用面に関しては、国家試験が一つの指標と考えることができる。薬学部では薬剤師国家試験合格率が全国平均よりも低く、卒業時に身につけるべき能力のさらなるレベルアップが必要である。（資料 2-22 【ウェブ】）。

各学年の到達度に関しては、各学年終了後に全学生を対象に「修学実態調査」を行い、教育支援室 IR 部門でデータの分析を行っている（資料 4-22）。また、リハビリテーション学部では独自に卒業前に 4 年間の学びについての調査を行い、学位授与方針の達成度、教

育課程領域ごとの達成度についても調査し、薬学部ではルーブリックを用いて学位授与方針の達成度について学生による自己評価を実施している（資料 4-23～26）。

学位授与方針に示された達成されるべき能力を卒業生がどの程度身につけているかについては、卒業生の就職先にアンケート調査を依頼している（資料 4-27）。

大学院では、大学院生の学修の進捗状況をはかるため、研究に関する中間報告会（看護学研究科、医療科学研究科）や研究成果報告書の作成（薬学研究科）を行い、さらに医療科学研究科では修了生に対してアンケート調査を行い学位授与方針の達成度を評価している。看護学研究科においても修了時到達度評価及び修了生へのインタビューを実施している。（資料 4-28、4-29）

以上のことから、本学では学位授与方針に明示した学生の学習成果を適切に把握及び評価していると判断できる。

点検・評価項目⑦：教育課程及びその内容、方法の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点 1：適切な根拠（資料、情報）に基づく点検・評価

・ 学習成果の測定結果の適切な活用

評価の視点 2：点検・評価結果に基づく改善・向上

各学部の教育課程はモデルコアカリキュラム、指定規則の変更を機に、基礎科目も含め教育課程全体の見直しを行っている。

各授業科目については、授業終了後、授業評価を行い、その結果を科目責任者にフィードバックするとともに、教授会、教育委員会・教育支援室で検討し、授業評価の低かった教員に対しての指導を行っている（資料 4-13）。また、教育課程の適切性については半期ごとに修学実態調査を行い、教育支援室 IR 部門で分析し、その結果を各学部・共通教育センター教授会で検討している（資料 4-31～33）。これらの結果をもとに各学部・共通教育センターでは教育に関する自己点検・評価を実施している（資料 4-34）。

大学院においても授業終了後に授業評価を行い、各研究科委員会で検討するとともに、教育課程の適切性については大学院生に対するアンケート調査結果に基づき研究科委員会で検討する（資料 4-34～36）。

学部教育では授業評価、修学実態調査の結果を各部局で検討し、さらに全学的には教育支援室運営会議で検討して、大学協議会に報告している。大学院教育では授業評価結果を各研究科委員会で検討している（資料 4-33）。

以上のことから、本学では各学部・大学院において、教育課程及びその内容、方法の適切性について定期的に点検・評価を行い、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているとは判断できる。

（2）長所・特色

- 本学では、法人の「建学の精神」、本学の「教育理念」にもとづいて、学部全体、大学院全体で「学位授与の方針」「教育課程編成・実施の方針」を定め、本学の「教育目標」に沿った教育をそれぞれの部局で展開している。
- 本学の学部教育課程は各学部とも国家試験受験資格と関連しており、「薬学教育モデルコアカリキュラム」「保健師助産師看護師学校養成所指定規則」「理学療法士作業療法士学校養成施設指定規則」に準拠しているが、本学独自のチーム医療関連科目を導入し、本学の「教育目標」に沿った形の教育課程を編成している。
- 各学部の教育課程はモデルコアカリキュラム、指定規則の変更を機に、基礎科目も含め教育課程全体の見直しを行っている。

(3) 問題点

- 薬学部では薬剤師国家試験の合格率が全国平均よりも低く、卒業時に身につけるべき能力のさらなるレベルアップが必要である。
- 学位授与方針に示す卒業までに身につける能力が本当に身につけているか、現在のところ修学実態調査等を用いて学生の主観による調査を行っているが、一部、薬学部で行われているループリックなどを用いた客観的評価を全学的に導入する必要がある。

(4) 全体のまとめ

「現状説明」で記述したように、学部全体、大学院全体で「学位授与の方針」「教育課程編成・実施の方針」を定め、本学の「教育目標」に沿った教育をそれぞれの部局で教育課程を編成しており、すべての学位課程において概ね適切な教育が実施されているといえる。本学の学部教育課程は各学部とも国家試験受験資格と関連しており、「薬学教育モデルコアカリキュラム」「保健師助産師看護師学校養成所指定規則」「理学療法士作業療法士学校養成施設指定規則」に準拠しているが、本学独自のチーム医療関連科目を導入し、本学の「教育目標」に沿った形の教育課程を編成していることは長所といえる。しかし、薬学部の薬剤師国家試験合格率については改善すべき大きな課題で、要履修支援学生に対する支援など大学として取り組んでいく。

第5章 学生の受け入れ

(1) 現状説明

点検・評価項目①：学生の受け入れ方針を定め、公表しているか。

評価の視点1：学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針を踏まえた学生の受け入れ方針の適切な設定及び公表

評価の視点2：下記内容を踏まえた学生の受け入れ方針の設定

全学的なディプロマ・ポリシー（卒業認定・学位授与の方針:DP）を定め、カリキュラム・ポリシー（教育課程編成・実施の方針:CP）を決定した。これらに対応した学生を受け入れるためアドミッション・ポリシー（入学者受入れの方針:AP）を定めている。本学において育成する人材の全体像をDPに定めていることから、それをもとに各学部においても目指す国家資格に対応して独自のDP、CP、APを定めている（資料1-5【ウェブ】）。

また、各研究科においては、取得する学位に応じて独自のDP、CP、APを定めている。したがって、APはDP・CPに整合している（資料1-5【ウェブ】）。大学全体ならびに各学部・研究科のAPに基づき、それぞれ求める学生像を明示している。

ホームページならびに募集要項において、学部の入学試験方式ごとの出願資格や特徴を明示し、入学にあたって修得しておくべき知識の内容や水準として「アドミッションポリシーと入学試験との連関」を周知している。（資料5-1、5-3【ウェブ】）

例えば、薬学部では、理科（化学）について、次のように周知している。

「医療の現場では多くの医薬品や化学物質を使用します。また、生体内においても種々の化学反応があります。そのため、基本的な化学物質や化学反応式を理解する力を身につけてください。特に薬学部では、医薬品のプロフェッショナルになるために、有機化学を含む全般的な知識が重要です。」（資料5-1）

学部においては、入試日程、募集の詳細、入試結果等の入試情報についても、入試の概要とともにAP、教育目標、教育内容などを募集要項やホームページのみならずオープンキャンパス等対面での説明機会を設け入学志願者および保護者に対して説明している（資料5-4【ウェブ】、5-5）。さらに、高校進路指導教員を対象とする入試説明会や高校訪問を通して、APなどの情報を周知している（資料5-6）。

大学院研究科においては、学部と同様に募集要項やホームページで公表するとともに、事前に指導教員と研究内容等について面談を促し、その中でDP、CP、APについても説明を行っている。出願希望者に対して面談を実施することにより、APなどの情報を周知している。（資料5-2）

これらにより本学はAPについては適切に定め、入学希望者に求める水準や入学試験における評価を明確に示し、公表を行っている判断できる。

点検・評価項目②：学生の受け入れ方針に基づき、学生募集及び入学者選抜の制度や運営体制を適切に整備し、入学者選抜を公正に実施しているか。

評価の視点1：学生の受け入れ方針に基づく学生募集方法及び入学者選抜制度の適切な設定

評価の視点2：入試委員会等、責任所在を明確にした入学者選抜実施のための体制の適切な整備

評価の視点3：公正な入学者選抜の実施

評価の視点4：入学を希望する者への合理的な配慮に基づく公平な入学者選抜の実施

入学試験については「アドミッションポリシーと入学試験との連関」を踏まえ、入学後の教育に求められる基礎学力、適性等を適確かつ多面的に評価するために入学者選抜試験を実施している。

薬学部、看護学部、リハビリテーション学部

① 推薦入学試験

専願公募制、公募制A日程、公募制B日程、公募制S日程を実施している。これらの推薦入試では、出身高校校長からの推薦書及び調査書に加え、各学部のAPに応じて、外国語、理科（化学）、小論文などの適性検査を行い、入学志願者の能力及び適性等を評価している。調査書の評価は、入学後に必要となる科目の評価の平均値を中心に、高校での主体的かつ多様な活動についての記録なども対象として、総合的に実施されている。（資料5-1）

薬学部では平成21年から実施している指定校推薦入学制度では、本学の指定する高等学校長から倫理観や協調性に富み、将来、薬剤師として医療現場で活躍するという夢を持つ者を推薦してもらっている。

② 一般入学試験

前期A日程、前期B日程、前期C日程、および後期日程を行ってきた。各学部のAPに応じて、外国語、数学、国語、理科などの学力試験を行っている。

③ 大学入試センター試験利用入学試験

大学入試センターの試験利用入学試験を実施している。各学部のAPに応じて、外国語、数学、国語、理科などの教科を用いて学力を測っている。また、平成30年度より大学入試センターの試験を一次試験とし、一次試験合格者に対し面接による二次試験を行う面接併用型入試を導入している。

④ 大学院入試

各研究科のAPに応じて、外国語およびそれぞれの研究科の専門領域の記述試験を行っている。また、面接試験も併用している。（資料5-2）

これらの状況から、学生の受け入れ方針に基づく入学者選抜を公正に実施していると判断できる

入学者選抜方法の改善策等についての調査研究、入学者選抜に係る企画・運営を行うことにより兵庫医療大学の教育研究の充実発展に寄与することを目的とした入試センターを設置している。入試センターは入試センター長、薬学部教員2名、看護学部教員2名、リハビリテーション学部教員2名、共通教育センター教員1名及び入試・広報課長等による構成員が入試センター規程に基づき運営を行っている。なお、平成29年度からは専任のアドミッションオフィサーを1名置いている。アドミッションオフィサーは入学者選抜の企画・運営ならびに入学者選抜における評価について全学的な視点から意見し、入学試験の適切性を確保することに貢献している。アドミッションオフィサーについては、実務上において平成29年度から当該業務に従事していたが、平成33年度入試改革に向けてアドミッションオフィサーの業務をより明確にするため、平成30年9月に入試センター規程の改定を行い、権限と役割を明確にした。（資料5-7、5-8）

入試運営は前述の目的を達成するために規程に定められた入試センター運営会議にて協議し実施している。入試センターで協議された内容のうち、入試制度・日程・実施体制に関しては、大学協議会に付議し協議の上、学長が決定している。学校法人兵庫医科大学常務会による承認を得た上で、入学者選抜試験を実施している。

入学者選抜試験の実施体制については、入試センターが入試センター規程に基づき、入試センター運営会議にて実施体制案を策定し、大学協議会にて決定している。学長が入学試験全体の総括責任者を務め、その下に入試担当副学長を置き、入試センターの運営を指揮監督するガバナンス体制を構築している。（資料5-9）

大学院においては、研究科委員会にて、学部と同様に、企画運営体制、実施体制案を策定し、決定している。大学院入学試験全体の実施統括本部長は実施毎に各研究科長が交代で担当し、その下に入試本部長（研究科長）、入試委員を配置し、運営を行っている（資料5-10）

このように、本学は学生の受け入れについて、規程に定められた内容に準拠し適切に入学者選抜に係る企画・運営・実施を行っており、責任所在を明確にした入学者選抜実施のための体制が適切に整備されているといえる。

入学者選抜試験の実施について、学長あるいは入試担当副学長が統括本部長となり、副学長、各学部長及び共通教育センター長等を構成員とする入試統括本部の下、入試センター長を実施本部長として、入試センター構成員による入試実施本部を設置し、試験監督者等を配置のうえ、大学全体として入学者選抜方法において責任ある体制の下、公正に実施している。（資料5-9）

入学者選抜試験の日程ごとに必要な入試実施マニュアル等の作成と説明会を開催することにより、実施方法とインシデント対応法について試験監督者に周知徹底を図り、公正かつ適正に入試を実施している。入学試験当日の別室受験対応、公共交通機関の遅延に伴う別室受験対応等へも対応出来るように常に予備の待機監督者を配置し、さらに追加の監督者が必要な場合には、入試センター教員が入試監督を務めるというように二重三重の体制を整えて実施している。（資料5-11、5-12）

入学者選抜試験の合否判定については、各学部長を中心に学部入試センター教員および入試センター長、アドミッションオフィサーにて学生の受入れ方針等に基づき判定基準案を作成し、学長、副学長、学部長ならびに入試センター長、入試センター教員、アドミッ

ションオフィサーを招集し実施する入試判定会議の協議を経て、各学部教授会による合否判定会議において審議し、学長が合格者を決定している。（資料 5-13）

入学者選抜基準の透明性を明確にするため、試験日程ごとに、志願者数及び合格者数ならびに入学試験科目ごとの平均点、合格最低点等を公表するとともに、一般入学試験の個人成績については、受験者本人からの申請に基づき試験教科別の得点、総得点及び順位を開示している。（資料 5-14、5-15【ウェブ】）

大学院入試の作問及び問題検証は研究科ごとに行っている。外国語は毎回出題者を選定し、専門問題は各分野の専門教員に作問を委嘱する。各研究科で選出された委員が問題検証を行い、最終的に各研究科長が試験問題の適切性の確認を行う。

大学院入試の実施については、筆記試験の試験監督者と面接試験の面接官に実施要領を配布し、実施方法の周知を行い、公正かつ適正に入試を実施している（資料 5-16、5-17）。

大学院入試の判定は、学部と同様に、各研究科長を中心に学生の受入方針等に基づき判定基準案を作成し、各研究科委員会による合否判定会議において審議し、学長が合格者を決定している。

これらのことから、公正な入学者選抜実施のために組織的に取り組んでおり、かつ不測の事態が発生した場合においても適切に対応を行っていることから、本学においては公正な入学者選抜が実施されているといえる。

受験上および修学上、特別な配慮が必要な障がいをもつ入学者には、事前に相談を行い、適切に対応している。募集要項およびホームページにて周知し、オープンキャンパスや高校進路指導教員を対象とする入試説明会などにおいても、適宜相談を行っている。

これまでに、視覚障害、肢体不自由、聴覚障害などを有する受験生に対する配慮を行ってきており、その例についてホームページにて公表している。平成 30 年度一般入学試験では、視覚障害を有する受験生に対して、拡大文字による試験問題作成や時間延長等の配慮を行った事例がある。（資料 5-1、5-18【ウェブ】）

また、災害救助法適用に係る被災者に対する特別措置についても、ホームページならびに募集要項にて公表している。（資料 5-19【ウェブ】）

これらのことから、本学は学生の受け入れ方針に基づき、学生募集および入学者選抜の制度や運営体制を適切に整備し、入学者選抜を公正に実施しているといえる。

点検・評価項目③：適切な定員を設定して学生の受け入れを行うとともに、在籍学生数を収容定員に基づき適正に管理しているか。

評価の視点 1：入学定員及び収容定員の適切な設定と在籍学生数の管理

<学士課程>

- ・ 入学定員に対する入学者数比率
- ・ 編入学定員に対する編入学生数比率
- ・ 収容定員に対する在籍学生数比率

- ・収容定員に対する在籍学生数の過剰又は未充足に関する対応
- ＜修士課程、博士課程、専門職学位課程＞
- ・収容定員に対する在籍学生数比率

本学は、各学部の入学定員を、薬学部 150 人、看護学部 100 人、リハビリテーション学部理学療法学科 40 人、同学部作業療法学科 40 人の計 330 人に設定している。看護学部編入学制度については平成 21～23 年度まで実施したが、平成 24 年度より廃止している。大学院研究科の入学定員は、博士課程薬学研究科 3 人、修士課程看護学研究科 8 人、修士課程医療科学研究科 8 人としている。本学の入学定員は、本学の大学設置認可にしたがって、教職員数及び施設・設備の実情に基づき適正に設定されたものである。

学部における定員に対する在籍学生数の過剰・未充足に関する対応として、収容定員に対する在籍学生数の適切性を維持するために、入試センター運営会議において、入学定員に対する入学者選抜試験ごとの募集人員や合格者数について、入学志願者数及び入学者数の動向等を検証している。（資料 5-20、大学基礎データ表 2）

研究科においては、各研究科にて対応している。（大学基礎データ表 2）

入学者および在籍学生数の実績について、学部は入学定員および在籍学生数が大幅な過不足なくおおむね適切に管理できているが、大学院においては薬学研究科及び看護学研究科において定員の未充足が発生している。（大学基礎データ表 2）

これらのことから、入学定員および収容定員の設定については適切な設定といえる。入学者および在籍学生数の管理についてはおおむね適切に行われているといえるが、一部未充足への対応は、今後充足に向けて検討を行い取り組みを進めていく必要がある。

**点検・評価項目④：学生の受け入れの適切性について定期的に点検・評価を行っているか。
また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。**

- 評価の視点 1：適切な根拠（資料、情報）に基づく点検・評価
- 評価の視点 2：点検・評価結果に基づく改善・向上

前述したように本学は、入試センター長、各学部教員などから構成された入試センターで、入学者選抜試験の出題、運営、選抜方法、結果などについて総合的に検討している。入試センターでは適切な根拠（資料、情報）に基づく点検を行うため、平成 28 年度から入試データブックを毎年度作成し入試センター構成員に配布している。入試データブックは入試概要情報、志願者情報、入試種別情報、高等学校別情報、付録（外部業者による調査等結果）により構成されており、志願者数などの入試データのみでなく、入試制度や入試科目、募集人員の変遷や当該年度に実施された判定会議の日程など入試運営に関するデータも取りまとめられており、入試センター構成員が議案検討の際に参考にできるよう作成されている。また、大学運営を行う大学協議会メンバーへも配布し、資料・情報に基づく議論を行うことによる PDCA サイクルを構築している。

入学試験の結果の検証については、入学試験ごとに、概ね試験終了日の1週間の間で以下の検証を行っている。まず、入試判定会議資料検証として、得点換算等の誤りがないか等について入試センター教員および入試広報課にて検証を通して、入試判定資料を確定している。また、入試判定会議において、当該入試における平均点の著しい偏りなどの問題点がなかったかどうかの検証を行う。

この過程で問題になった事項は、次年度最初の入試センター運営会議において「入試制度の論点整理」として協議され、遺漏無く次年度入試に反映される仕組みが構築されている。また、適切な入学者選抜に向けて、入試種別毎の募集定員の見直しならびに歩留まり状況に基づく合格者数についての検討については、各学部入試センター教員を中心に学部においても検討している。

入学希望者に求める水準については、入試科目毎に正答率ならびに識別指数等を確認し、入学試験問題の難易度について妥当性を確認することにより、適正に設定している。(資料5-20、5-21) 大学院生の受け入れについては、研究科ごとに対応している。例えば、医療科学研究科では、特定の職種に有利な問題が出題されていないかなどを検証した結果、領域に関係なく解答できる共通問題を設定している。看護学研究科の専門科目も共通問題と専門分野の問題両方を解答させる形式に設定している。(資料5-22)

以上より、入試センターのみならず、薬学部、看護学部、リハビリテーション学部、薬学研究科、看護学研究科、医療科学研究科ではそれぞれの教授会や研究科委員会において、適切な入試にするための改善・向上にむけた取り組みを行っている。

本学では、入試実施に係る実務レベルでのPDCAと大学運営にかかわる企画レベルのPDCAを行うことで、入学者選抜についての改善・向上に向けて取り組んでいる。

入試実施に係る実務レベルのPDCAについては入試センターおよび入試・広報課が共同で行い、前年度の課題等をうけて毎年改善を行っており、大学協議会へは入試センター運営会議報告を通じて情報提供されている。なお、重要な課題の場合は、入試センター運営会議にて協議したのち、大学協議会等へ案件を付議し決定している(資料5-23)。

例えば、入学試験実施にかかる負担軽減案の検討を大学協議会より諮問され、入試センター運営会議で「入試過去問題活用宣言」の活用について検討し、大学協議会に付議され、大学協議会で審議を実施した。その後、残された懸案事項について、入試センター運営会議にてさらに検討が進めるなど、連携して協議が行われている。(資料5-24～26)

企画レベルのPDCAについては、前述した入試データブックの分析結果を基に、入試センター運営会議および大学協議会にて前年度入試のレビューを行っている。次年度入試については、入試データブックと前年度の入試結果を基に、入試センター運営会議にて日程および実施案を作成したのち、大学協議会にて検討の上決定している。

また、進級率、成績優良者にに基づき、推薦入学者の比率についてもIR部門の分析をもとに、入試センター運営会議にて点検している。(資料5-27)

なお、「アドミッションポリシーと入学試験との連関」については平成33年度入試改革を視野にいれ、平成30年10月の入試センター運営会議にて再点検を行い、見直しを進めている。(資料5-28)

さらに、本学には附属高校がないため、平成30年度より、高大連携協定校制度を設け、第三者である高校教員からの意見を聴く機会を設定し、入試制度の見直しに取り組んでいる。なお、一部の高校に限定することなく私立および公立高校を含む19校との協定を結んでいる。平成30年12月には第1回の高大連携協議会が開催され、本学の取り組みへの評価や総合選抜方式の導入、入学前教育のあり方などについて意見交換が行われた。(資料1-12)

大学院においては、研究科ごとに入試委員が課題や問題点の改善について検討を行い、研究科委員会で改善案の承認を得ることにより、その都度見直しを行っている。(資料5-29～31)

これらのことから、点検・評価結果に基づく改善・向上については実務レベルおよび企画レベルにて適切に実施されていると判断する。

(2) 長所・特色

大学が受験生に対して求める資質については、各学部からの入試センター教員を中心に学部内での検討を重ね、各学部の DP, CP を踏まえた「アドミッションポリシーと入試科目との連関」の公表を行っている。

学長のガバナンスのもと、公正な入学者選抜を行うために、作問体制・実施体制・合否判定体制が適切に構築されている。

さらに、附属高校がない本学として、高等学校からの意見を聴く機会として、私立高等学校および公立高等学校との協定校制度を設けている。

(3) 問題点

一部の大学院研究科では定員が未充足となっているため、新たな取組みを検討していく。

(4) 全体のまとめ

全学的な DP, CP, AP を定め、各学部の DP, CP を踏まえた「アドミッションポリシーと入試科目との連関」の公表を行っている。AP にもとづいた適切な入学者選抜制度の下、公正な入学選抜が行われている。また、入試センターを中心に各学部・研究科などにおいて課題を抽出し、課題を解決する取り組みを実践しつつある。今後は、問題点で取り上げた大学院での定員未充足に対して、本学卒業生への大学院進学への勧誘ならびに専門職団体の学術集会などにおいて、研究科の魅力を伝えることにより対応を行っていく必要がある。

第6章 教員・教員組織

(1) 現状説明

点検・評価項目①：大学の理念・目的に基づき、大学として求める教員像や各学部・研究科等の教員組織の編制に関する方針を明示しているか。

評価の視点1：大学として求める教員像の設定

・各学位課程における専門分野に関する能力、教育に対する姿勢等

評価の視点2：各学部・研究科等の教員組織の編制に関する方針

(各教員の役割、連携のあり方、教育研究に係る責任所在の明確化等)の適切な明示

学校法人兵庫医科大学では、『建学の精神である、社会の福祉への奉仕、人間への深い愛、人間への幅の広い科学的理解に共感しその理念を実践できる人材』、『学生の成長、医学の進歩への貢献、病める人が癒されることなど、他者の幸せを自らの喜びとできる人材』、『教育・研究・診療を3本柱とする医療総合大学の一員として、自らに課せられた明確な目標に向かって、自ら考え自ら行動すると共に、常に自己改革と組織の発展のために努力を行なう人材』を求めている。(資料6-1)

この方針は、学校法人兵庫医科大学のホームページ上で公表されている。(資料6-2【ウェブ】)

今後は、法人内にある兵庫医療大学として求める教員人材像を明示することが望ましい。

本学の教育機能は高度な医療専門職者養成に特化することと位置付けているので、各学部とも診療実務経験豊富な教員を積極的に登用している。一方で、研究を志向する分野には博士の学位を有する教員を配置して研究の充実を十分行っている。(本章：表6-2)

しかし、各学部・研究科等の教員組織の編制に関する方針については、もう少し詳細に策定することが望まれる。

点検・評価項目②：教員組織の編制に関する方針に基づき、教育研究活動を展開するため、適切に教員組織を編制しているか。

評価の視点1：大学全体及び学部・研究科等ごとの専任教員数

評価の視点2：適切な教員組織編制のための措置

・教育上主要と認められる授業科目における専任教員

(教授、准教授又は助教)の適正な配置

・研究科担当教員の資格の明確化と適正な配置

・各学位課程の目的に即した教員配置(国際性、男女比等も含む)

・教員の授業担当負担への適切な配慮

・バランスのとれた年齢構成に配慮した教員配置

評価の視点3：学士課程における教養教育の運営体制

本学の教育機能は高度な医療専門職者養成に特化することと位置付けているので、各学部とも実務経験豊富な教員を積極的に登用している（本章：表6-1、2）。共通教育センターでは、幅広い教養を修得させ、ボーダレスな教育を実現することができる教員を配置している。（資料6-3【ウェブ】）

一方で、大学院各研究科では、博士または修士の学位を有する教員を配置し、研究指導を行っている。（本章：表6-3、4）

教員の役割分担、責任の所在を明確にし、本学の特質である医療専門職者育成の目的から、診療実務経験を有する教員を要所に配置している。例えば、薬学部では物理系・化学系科目教員に加え、生物系・医療系科目及び医学・医療分野科目を担当する専任教員として医師を配置している。

本学は教育・研究を強力に推進するために、各学部においては、大学設置基準の概ね2倍となる総数の教員を有している（基礎データ表1）。専任教員の年齢構成については、各学部学科の特性を考慮しつつ、それぞれの職位毎にバランスが保たれている（基礎データ表5）。

また、同一法人の兵庫医科大学医学部教員のうち、本学の医学系科目を担当する教員は、兼任教員（兵庫医科大学からの非常勤講師の呼称）（資料6-4）として教育・研究に従事している。（本章：表6-5）

表6-1 各学部、センター教員数

	教授	准教授	講師	助教	助手	合計
薬学部医療薬学科	19	4	9	14	3	49
看護学部看護学科	9	7	10	11	4	41
リハビリテーション学部理学療法学科	4	2	4	0	0	10
リハビリテーション学部作業療法学科	4	2	4	1	1	12
共通教育センター	5	3	5	0	0	13
合計	41	18	32	26	8	125

※特任講師は講師に含む

表6-2 各学部教員の医療専門職者数

	薬学部	看護学部	リハビリテーション学部	共通教育センター
医師	6	0	3	1
薬剤師	32	0	0	0
看護師	0	41	0	0
保健師	0	23	0	0
助産師	0	7	0	0
理学療法士	0	0	9	0
作業療法士	0	0	10	0

※1人で複数の資格（看護師と保健師など）を所有する場合、各々の項目に記載する。

表 6-3 専任教員の学位保有数

		薬学部	看護学部	リハビリテーション学部	共通教育センター
教授	博士	19	6	8	4
	修士	0	3	0	1
准教授	博士	3	4	4	3
	修士	1	3	0	0
講師	博士	8	1	7	3
	修士	0	9	1	2
助教	博士	12	2	0	0
	修士	2	9	1	0

※1人で複数の学位（保健医療学博士と医学博士など）を保有する場合、複数を記載する。

表 6-4 大学院研究科教員数

研究科		教授	准教授	講師	助教	助手	合計
博士課程	薬学研究科	19	5	8	2	—	34
修士課程	看護学研究科	9	7	8	7	—	31
	医療科学研究科	8	4	7	—	—	19

表 6-5 各学部における兵庫医科大学医学部兼任教員数

	薬学部	看護学部	リハビリテーション学部	学部共通
教授	1	5	4	2
准教授	0	3	3	1
講師	3	16	1	2
助教	1	11	8	1
その他*	2	9	0	7

*その他：看護師、薬剤師等病院関係者

以上より、教員組織は、教員組織の編成方針に沿って編成され、教員数は設置基準を満たし、教育研究上必要な規模の教員組織が編成されている。また、教員組織の年齢構成に、著しい偏りはなく、教育研究上の必要性を踏まえ、教員組織は、教育と研究の成果を上げるうえで十分な教員で構成されていると考える。

点検・評価項目③：教員の募集、採用、昇任等を適切に行っているか。

「評価の視点1：教員の職位（教授、准教授、助教等）ごとの募集、採用、昇任等に関する基準及び手続の設定と規程の整備

評価の視点2：規程に沿った教員の募集、採用、昇任等の実施

大学全体として兵庫医療大学教員選考基準および教員人事に関する規程（資料6-5,6-6）において大学全体の方針を定めている。各学部においては、退職教員の補充を行う際に、学長との事前協議のうえ、了承を得て、教育に必要な分野および教員組織のバランスなどを勘案し、教授会において補充する人材を審議して決定している。さらに、学外から広く人材を求める場合には公募、学内教員の昇任に関しても学内で公募を行い、公正な人事を実施している。

各学部・共通教育センターにおいて新規教員を採用する際には、その職位（教授、准教授、講師、助教等）および分野ごとに基準を設定している。「兵庫医療大学教員選考基準」、「兵庫医療大学教員人事に関する規程」を定め、公募制を原則とした教員採用を下記の「教員任用に関わる基本手続」に沿って行っている（資料6-5,6-6）。

講師、助教及び助手については「兵庫医療大学における任期を定めて採用する教員に関する規程」に基づき3年の任期制での採用を原則としている。（資料6-7）

また、学内における昇任についても、学部や職種の適性に照らして、「教員任用に関わる基本手続」に準じて学内公募を行っている。

<教員任用に関わる基本手続の概略>

- ① 教授会において任用方針を策定
- ② 教授会の下に候補者選考審査委員会を組織化
- ③ 任用に関わる募集要項の承認
- ④ 募集・応募
- ⑤ 候補者選考審査委員会にて書類審査・面接・任用候補者案（教員選考基準）策定
- ⑥ 所属する部局教授会等において任用最終候補者について意見を聴取する
- ⑦ 学長は大学協議会にて最終候補者について意見を聴く
- ⑧ 学長が最終人事案を決定し、職位に応じて常務会及び理事会の承認を得て、理事長がこれを決定する。

以上より、教員の募集、採用、昇任等を適切に行っていると判断できる。

点検・評価項目④：ファカルティ・ディベロップメント（FD）活動を組織的かつ多面的に実施し、教員の資質向上及び教員組織の改善・向上につなげているか。

評価の視点1：ファカルティ・ディベロップメント（FD）活動の組織的な実施

評価の視点2：教員の教育活動、研究活動、社会活動等の評価とその結果の活用

大学全体にかかわる諸問題に対応した全学ファカルティ・ディベロップメント（FD）を毎年度行っている（本章：表6-6）。本学では、教員のみならず、事務職員も積極的に参加している。全学教職員集会や年度末に行う教育に関連したFDは90%以上の教職員が参加する全学的な大きなイベントになっており、本学のFDに大きな効果をあげ、大学全体の

教育に関する意思統一を図ることができている（資料 1-13, 1-14）。毎年、各学部、共通教育センターから 1 人ずつ、前年度の FD をうけて授業改善を行ったことなどを報告し「教員の資質向上」につなげる活動を実践している。また、全学教職員集会では、大学全体の諸課題に関する現状確認と今後の取り組み方策を学んでいる。（本章：表 6-7）

また、各学部・共通教育センターではそれぞれの教学事項や課題に応じて FD を実践し、諸課題に対応している（本章：表 6-8）。

以上より、FD 活動を組織的かつ多面的に実施し、教員の資質向上及び教員組織の改善・向上につなげていると判断できる。

表 6-6 全学 FD

開催年度	テーマ・講師	出席率
平成 27 年度 (平成 28 年 3 月 9 日)	テーマ：「主体的な人間の育成～ボトムアップ理論～」 講 師：畑 喜美夫 (一般社団法人ボトムアップパーソンズ協会代表理事)	91.5%
平成 28 年度 (平成 29 年 3 月 8 日)	テーマ：「兵庫医療大学のこれまでとこれから」 講 師：学内教員	90.7%
平成 29 年度 (平成 30 年 3 月 13 日)	テーマ：「プロフェッショナルを育成する IPE」 講 師：朝比奈 真由美 (千葉大学医学部附属病院総合 医療教育研修センター 准教授)	93.0%

表 6-7 全学教職員集会

開催日	テーマ	出席率
平成27年 4月3日 (金)	①新任執行部メンバー、新任教員の紹介とあいさつ ②馬場学長「兵庫医療大3ヶ年計画の進捗と今後の展望」 ③学部・研究科の課題と取り組み状況 ④教育におけるアクションプラン ⑤フリーディスカッション	—
平成27年 12月22日 (火)	①「神戸の都心の未来の姿[将来ビジョン]及び三宮周辺地区の『再整備基本構想』の策定について」 ②馬場学長「大学運営3年間の総括について」 ③「平成27年度 私立大学等改革総合支援事業に係る採択について」	143/196名 73.0%
平成28年 4月4日 (月)	①新任執行部メンバー、新任教員の紹介とあいさつ ②馬場学長「これからの3年間に向けた取り組み」 ③就学要支援学生に対する大学のスタンスについて ④ポートフォリオを用いた学習支援 ⑤2015年度ベストレクチャー賞について ⑥学部・研究科の課題と取り組み状況 ⑦フリーディスカッション	—
平成28年 12月22日 (木)	①「神戸2020ビジョン」について ②学校法人兵庫医科大学の平成29年度以降の創立記念日・ハッピーマンデー等の取り扱いについて ③馬場学長「大学の現状と課題」について	141/204名 69.0%
平成29年 4月3日 (月)	①新任執行部メンバー、新任教員の紹介とあいさつ ②馬場学長「今年度の重点課題について」 ③平成28年度 兵庫医療大学「レクチャー・オブ・ザ・イヤー」について ④フリーディスカッション	—
平成29年 12月26日 (火)	①馬場学長「ごあいさつ」 ②HUHS vision20(学部・センター・研究科版)行動計画	154/198名 80.2%

表 6-8 平成29年度 各学部・共通教育センターFD

開催部署	テーマ・講師
薬学部	開催日：平成30年3月6日 テーマ：「新実務実習制度開始に向けて：新制度に期待するもの」 講師：有限会社ハートフルケア 代表取締役 三宅 圭一
看護学部	開催日：平成29年9月15日 テーマ：「授業設計と指導案」 講師：三重大学 医学系研究科 林 智子
	開催日：平成30年3月7日 テーマ：「授業参観での学びを基にした教授法の検討」 講師：学内教員
リハビリテーション学部	開催日：平成29年6月1日 テーマ：「高齢者の転倒事故防止用機能性靴下の開発」 講師：学内教員
	開催日：平成29年8月3日 テーマ：「糖尿病治療におけるCGMの活用」 講師：学内教員

	開催日：平成 29 年 8 月 3 日 テーマ：「第 30 回教育研究大会参加報告～指定規則改定並びに教育評価 2 クールに向けた課題について」その 1 講 師：学内教員
	開催日：平成 29 年 7 月 6 日 テーマ：「倫理指針改正のポイント」 講 師：学内教員
	開催日：平成 29 年 9 月 7 日 テーマ：「第 30 回教育研究大会参加報告より、指定規則改定並びに教育評価 2 クールに向けた課題について」その 2 講 師：学内教員
	開催日：平成 29 年 10 月 5 日 テーマ：「メンタルプラクティスと運動療法」 講 師：学内教員
	開催日：平成 29 年 11 月 2 日 テーマ：「デュピュイトラン拘縮について」 講 師：学内教員
	開催日：平成 30 年 2 月 1 日 テーマ：「統合失調症の社会生活技能訓練」 講 師：学内教員
共通教育センター・ リハビリテーション学部 共同開催	開催日：平成 30 年 3 月 1 日 テーマ：「LGBT を知る-人権尊重と危機管理の観点から-」 講 師：繁内 幸治

教員の教育活動評価には毎年度実施している学生による授業評価をもとに各学部の授業科目より 1 科目を選出する「レクチャー・オブ・ザ・イヤー」がある（資料 6-8）。これにより、教員は自身の担当授業について評価されるとともに、教育の評価が行われるとともに、教員の教育への意欲向上につながっている。また、表彰された教員から、教育のコツを他の教員に伝授することにより全体の底上げを図ることができている。

「レクチャー・オブ・ザ・イヤー」選出評価などの運用については、教育支援室（資料 1-8）および教育委員会が中心になって行っている。

また、平成 30 年 4 月からは、教員活動を教員自らが点検・評価し、その質の向上を図り、教員活動を“見える化”することで、組織としてより効果的に教員支援を行う目的で、全教員を対象に「教員活動評価制度」を導入した。その中で活動計画・報告に対して所属長がコメントし、各教員にフィードバックすることで、個々の教員活動の PDCA サイクルを確立している。（資料 6-9）

以上より、本学では、参加率の高い組織的な F D 活動通じて教員の資質向上及び教員組織の改善・向上を行っていると考ええる。

点検・評価項目⑤：教員組織の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点1：適切な根拠（資料、情報）に基づく点検・評価

評価の視点2：点検・評価結果に基づく改善・向上

各学部および共通教育センターで、教員の退職などの欠員が出た場合の補充に関して、各部局において、現状を把握し、将来の教育を充実するために、同一分野で充当するか、異なる分野で充当するかの検討を行っている。各部局の方針を、学長・学部長懇談会や大学協議会で全学的に審議したのちに、教員公募を行っている。

例えば、リハビリテーション学部では、医師の資格を有する教員の後任に理学療法士の資格を有する教員を公募、共通教育センターでは内科学を専門とする教員の後任に社会福祉学を専門とする教員を採用した。（資料6-10～12）

また、看護学部では、現在でも新設大学が設置されいく状況にあるため、優秀な教員が本学に留まることができるような魅力ある教員組織の編成と評価を行う必要があると考える。

以上より、教員組織の適切性について定期的に点検・評価を行い、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているとは判断できる。

（2）長所・特色

新規教員の採用および学内教員の昇任に際して、公募を原則としている点も公正に教員の募集、採用、昇任等を適切に行っていると判断できる。

大学全体にかかわる諸課題に対応した全学FDおよび全学教職員集会、各学部におけるFDへの参加率の高さは大きな特長である。

（3）問題点

学校法人兵庫医科大学としては求める教職員の人材を明示しているが、各学部・研究科等の求める人材像の詳細についての設定が必要である。また、教員組織の編制に関する方針については、もう少し詳細に策定することが望まれる。

また、看護学部では、優秀な教員が本学に留まることができるような魅力ある教員組織の編成と評価を行う必要があると考える。

（4）全体のまとめ

現状説明で述べたとおり、本学は医療系学部のみであるため、各々の教員の専門性に関する能力、経験等を踏まえた教員組織を編成し、教員数においては大学設置基準を上回る教員配置としている。また、教員の採用等においても公募を原則とし、学部、大学全体レベルで教育・研究の実績を公正に評価し、適材適所で採用し、昇任させている。教員の資質向上については、各種FD、学生による授業評価、教育、研究、社会活動等に関する自己点検評価などにより推進している。これらの点で教員組織等は適切である。

ただし、問題点にある各学部・研究科等の求める人材像の詳細設定、教員組織の編制に関する方針については、詳細な策定が必要であるため取り組んでいく。

第7章 学生支援

(1) 現状説明

点検・評価項目①：学生が学習に専念し、安定した学生生活を送ることができるよう、学生支援に関する大学としての方針を明示しているか。

評価の視点1：大学の理念・目的、入学者の傾向等を踏まえた学生支援に関する大学としての方針の適切な明示

本学では、「建学の精神」で謳われている「奉仕」と「愛」と「科学的理解」を礎石に「学生支援方針」（資料 7-1、1-5【ウェブ】）を定め公表し、大学全体で学生の修学、学生生活、障がい学生、進路の支援に取り組んでいる。また、障がい学生支援に関しては「兵庫医療大学における障がい学生支援に関するガイドライン」（資料 7-2）を定め、全学組織の障がい学生支援委員会及び各学部が主体となって、支援を必要とする多様な学生に対する合理的配慮と修学環境の整備に取り組んでいる。

点検・評価項目②：学生支援に関する大学としての方針に基づき、学生支援の体制は整備されているか。また、学生支援は適切に行われているか。

評価の視点1：学生支援体制の適切な整備

評価の視点2：学生の修学に関する適切な支援の実施

- ・学生の能力に応じた補習教育、補充教育
- ・正課外教育
- ・留学生等の多様な学生に対する修学支援
- ・障がいのある学生に対する修学支援
- ・成績不振の学生の状況把握と指導
- ・留年者及び休学者の状況把握と対応
- ・退学希望者の状況把握と対応
- ・奨学金その他の経済的支援の整備

評価の視点3：学生の生活に関する適切な支援の実施

- ・学生の相談に応じる体制の整備
- ・ハラスメント（アカデミック、セクシュアル、モラル等）防止のための体制の整備
- ・学生の心身の健康、保健衛生及び安全への配慮

評価の視点4：学生の進路に関する適切な支援の実施

- ・学生のキャリア支援を行うための体制（キャリアセンターの設置等）の整備
- ・進路選択に関わる支援やガイダンスの実施

評価の視点5：学生の正課外活動（部活動等）を充実させるための支援の実施

評価の視点6：その他、学生の要望に対応した学生支援の適切な実施

本学では学生支援方針に基づき、すべての学生が修学に専念し、充実した学生生活を送

って医療人として巣立っていくために、学生支援を統括する学生委員会を設置し、毎月定例に開催し、学生支援に関する諸問題等の検討を行っている。(資料 7-3)

また、学内の基本的な学生支援体制として、以下の体制を構築し、学生支援に携わっている。

修学支援は、教育支援課と教育支援室が、学生生活支援は、学生支援課と保健管理センター（保健室、学生相談室）が、障がい学生に対する支援は、障がい学生支援委員会が、キャリア形成支援にはキャリアデザインセンターが組織され、学生支援に当たっている。(資料 7-4～6)

これらに加えて、次の制度等も導入し、教員及び学生が学生支援に携わっている。

- ① クラス担任：学生をクラス分けし、主担任と副担任を置くことで、学生の修学状況の把握、相談、指導を行なう。薬学部の4年時以降は配属先の研究室主宰の教員が担任に代わり、より親身な助言・指導を行なう。
- ② アドバイザー：新入生全員を学部横断的なグループに分け、2名ずつアドバイザーとして配置された上級学年次が初年度学生の支援を行う。(資料 7-7)
- ③ 保護者懇談会：各学部単位の保護者会組織を設置している。年に一度、全学的な保護者懇談会を実施し、保護者と学部教員に懇談の機会を設けている。(資料 7-8)

なお、学生のさまざまな相談ごとに対しても、上記支援体制で対応している。更に各科目責任者はオフィスアワーを学生に明示しており、学業に関する相談に対応している(資料 7-9)。

本学の教育については、卒業に伴い国家試験の受験資格が付与されることから、いずれの学部も医療系学部としてのカリキュラム編成上、必修科目が多く当該年度の知識習得が次年度学習の基礎になるという就学上の側面をもつ。加えて、学外医療機関での実習も含まれており、当該年度において単位を修得できない科目が多くなると、再履修が困難となる。こういった状況に鑑み、学部教授会において、個々の学生の単位修得状況を確認し、学則（第 38 条）および教務に関する規程（第 20 条）に基づき定められた進級判定基準に照らし当該年度の進級判定を行っている。(資料 1-4、4-38) 本学は単位制を敷いており、留年した年度は既修得科目の履修が義務づけられていないため、学生に空き時間が多くなる。聴講制度を設けて、クラス担任の指導のもと空き時間の活用を推奨している。様々な事情で修学が困難な学生は、休学を願い出ることが出来る。休学に際しては、学生と保護者を交えて担任と学生委員が面談を実施し、休学中の生活や学修について助言・指導を行っている。休学の理由としては、疾病、経済上の理由が多い。

各学部・学科ごとの留年者、退学者の状況は、大学基礎データ表 6 のとおりである。

学生の能力に応じた補習教育、補充教育を実現するために、学生が抱える問題や悩みなどに助言する体制として、初年度から担任制度やアドバイザー制度が機能している。教員のオフィスアワーはシラバスの中で学生に周知されている(資料 7-9)。学生にはメールアドレスが付与され、いつでも教員にメールを利用して質問や相談ができる。

成績不振の学生の状況把握と指導のために、成績評価は多くの科目で小テストや予習・復習課題を利用して形成的に行われている。また、科目によっては補習への出席やレポート提出を求めている。成績判定は半期ごとに行われ、各学部の学生委員会が成績状況を把

握して成績不良者に対する対応を協議し、クラス担任に学生と面談を含めた細かな修学指導を助言している。教育支援室では、IR 部門、学習支援部門、チーム医療教育支援部門及びFD・SD 部門の4部門が協調し、成績情報から有効な教育支援の方向性を定めて、成績不良者に対し学修方法を含めた支援を行っている。(資料 1-8、1-9)

正課外教育として、薬学部では、カリキュラム外の長期密着型ゼミナールを教員が自主開講し社会人基礎力の涵養の場としている。第2学年次から第4学年次までの500名余りの学生が、約30のゼミナールのいずれかに所属し、様々な活動を行なう中で、担当教員と所属学生の間に信頼関係が生まれ、学習相談や様々なケアを行なう素地となっている(資料 7-10)。

退学の希望を持つ学生に対しては、担任、学生委員、学部長及び学生相談室カウンセラーが対応し、最終的には学生と保護者との面談の上、退学手続きを進めている。主たる退学理由は「進路の変更」である。

本学では、学生に対する経済的な支援のため、また在学中の不慮の災害や家計の急変に備えて、様々な奨学金制度を整備し、入学時ガイダンスやホームページで情報提供している。奨学金を受けている在学生の内訳は、大学基礎データ表7のとおりである。

日本学生支援機構の奨学金の希望者に対して、毎年度初めのガイダンスで説明会を実施し、多数の学生を推薦している。貸与型奨学金利用者に対し、適切な貸与額になるよう学生委員が指導を行っている。

兵庫医療大学独自の奨学金は以下の通りである。

- ① 兵庫医療大学入学生・在学生特別奨学金 (資料 7-11)
- ② 兵庫医療大学給付奨学金 (資料 7-12)
- ③ 兵庫医療大学貸与奨学金 (資料 7-13)
- ④ 兵庫医科大学病院奨学金 (資料 7-14)
- ⑤ 兵庫医科大学ささやま医療センター奨学金 (資料 7-15、7-16)

以上、本学独自の奨学金制度に加えて、学生支援課が窓口となって民間の育英資金による奨学金の情報提供や申請手続きの支援を行っている。その際、留学生に対して、ホームステイ先を確保するだけでなく、看護学部生による支援体制を敷いている。

本学はオーストラリアのアデレード大学看護学部と協定を結び、学術交換留学プログラムを実施している。毎年10名程度の3年次学生が本学において3週間の短期留学を経験している。(資料 1-19【ウェブ】)

障がいのある学生に対する修学支援の取組みとして、2018年度より多様な学生に円滑な学生生活を送ってもらうため、担当副学長を委員長とする障がい学生支援委員会を組織し、必要な合理的配慮を実現するために全学的な取組みを行っており、障害者差別解消法に基づく障がいを持つ学生の支援を各学部が主体となり行っている。(資料 7-2、7-5)

例えば、①～③ (資料 7-17)

- ① 支援対象学生の現状の把握と個人情報保護に関する申し合せ
- ② 修学・就職上の問題点の明確化
- ③ 支援対象学生に対する災害時の対応

- ④ 聴覚障害者向けに、科目責任者による講義資料等の事前配布に加え、着座位置の配慮、デジタル補聴支援システムの導入、音声認識によるテキストデータの提供などを行っている。(資料 7-18)

ハラスメント対策として、「学校法人兵庫医科大学ハラスメント防止等に関する規程」(資料 7-19) を定めている。学生に対しては、学生委員会が中心となり入学時ガイダンスの中でハラスメント教育を実施している。(資料 7-20) 相談窓口として、クラス担任、学生支援課、学生アドバイザーなどが当たり、速やかに学生相談室のカウンセラーに相談するように周知しており、学生のプライバシーの保護とハラスメント被害からの回復を進める体制を整えている(資料 7-21)。教職員に対するハラスメント教育も FD の一環として行われている(資料 7-35)。

学生の心身の健康保持増進および安全と衛生への配慮は、学校医、保健管理センターと学生委員会が連携して行っている。保健管理センターは、保健室(学校医 1 名と保健師 3 名)と学生相談室(カウンセラー 2 名)の 2 部門で構成され、学生を対象にした体調の変化や心の悩みの相談に応じている。保健室には保健師 3 名が 常駐 するほか、学校医による対応が可能な体制を整えている。保健管理センターの業務は以下の通りである。

1. 健康診断、2. 抗体検査・ワクチン接種、3. 救急対応、4. 学生相談、5. 学生相談室イベント(資料 7-22)

キャリア形成、就職支援のため、キャリアデザイン委員会および各学部の就職委員会が組織されている。キャリアデザイン委員会は、キャリアデザインセンター長を委員長として原則毎月定例会議を行い、病院・企業等の情報収集や情報発信並びに各種ガイダンス等就職支援活動やキャリア形成のための協議を行い、企画・運営を行っている。(資料 7-23) センターは次のとおり、幅広く業務を行っている。

- 1 キャリアデザイン研修支援
- 2 インターンシッププログラム等の提供と支援業務
- 3 業界最新情報等の提供及び業界求人ニーズの把握
- 4 求人・進路情報の収集と広報活動
- 5 就職相談・進路指導と就職斡旋業務
- 6 資格取得等の情報提供と医療専門職の職業相談及び指導
- 7 病院・企業等の奨学金に関する情報収集
- 8 卒業生へのアフターケア(卒後教育支援・就業後キャリア支援・再就職斡旋等)

また、法人内に「学校法人兵庫医科大学連携病院の会」が組織されており、関西地区の広い地域に公立・私立合わせて 127 医療機関と組織的な連携を取る体制を整えている。

進路選択に関わる支援やガイダンスの実施は、キャリアデザインセンターが中心となって、低学年次より継続的に実施している。(資料 7-24)

○仕事研究セミナー：主に医療分野で活躍している社会人や卒業生を講師に迎え、仕事の内容や職業選択の動機について講演していただき、学生に進路を考える機会を提供している。

○各種ガイダンス：「公務員ガイダンス」「キャリアデザインガイダンス」「公務員試験ガイ

ダンス」「保健師ガイダンス」「社会人スキル対策講座」「グループディスカッション講座」等を企画・実施している。

○職場見学・インターンシップ：学生の長期休暇期間に医療機関の見学や就業体験を通じキャリアイメージの構築を図る。

○キャリアカウンセリング：キャリアカウンセラー資格保有相談員が個別相談し、履歴書添削や面接対策として個人模擬面接といった支援体制も整備している。

○求人情報の提供：本学に届いた求人情報は、キャリアデザインセンターに集約し、就職支援システムに格納することで、学生はキャリアデザインセンター内のパソコンをはじめ、学外からであってもスマートフォン等各種モバイル媒体からアクセスし、自由に閲覧・検索できるようにしている。

○合同病院説明会：ゴールデンウィーク期間前後に「学校法人兵庫医科大学連携病院の会」主催の合同病院説明会を実施している。また、薬学部では病院や調剤薬局への就職説明会、および企業説明会を実施している。

本学では、学生の正課外活動（部活動等）を充実させるため、学生会活動や部・サークル活動など課外活動を重要な教育の場として捉え、学生委員会がその活動の認定および支援を行っている。（資料 7-3）

学生会は、学生生活の向上と会員相互の親睦を目的として、学生全員で組織している。運営経費は学生が納付する会費でまかなっている。

学生会組織は以下の通りである。

- ・学生会執行部、大学行事实行委員会、部会
- ・公認活動団体：硬式テニス部、サッカー部、卓球部、バスケットボール部、バドミントン部、野球部、軽音学部、Jazz バンド部
- ・同好活動団体：剣技サークル、バレーボールサークル、フットサルサークル、バスケットボールサークル、ダンスサークル、ソフトテニスサークル、アウトドアサークル、コピーダンスサークル、漫画研究サークル、写真サークル、医療研究サークル、書道華道茶道サークル、室内楽団サークル、手話サークル、ボランティアサークル、ポーアイ多職種連携学生ネットワーク、ソフトボールサークル、フィットネスサークル、ヨガサークル、水泳サークル（資料 7-25）

全学生のおよそ 50%程度が課外活動団体に参加している。

課外活動をより活発化させるため、課外活動団体のリーダー達が一堂に会して学生会活動や課外活動の活発で有意義な発展のための課題について討論するリーダーズキャンプが学生会主催で実施されており、学生委員会が予算と運営を援助している。（資料 7-26）

学生からの様々な要望のうち修学支援に関しては教育支援室の IR 部門が実施する修学実態調査（資料 4-32）、学生生活支援に関しては学生支援課が実施する学生生活実態調査（資料 7-27）により収集され、大学の支援方針決定に寄与している。また、大学の施設等の改善希望は学生会を通して学生委員会に伝えられ、レストランや図書館の施設の改善につながっている。

点検・評価項目③：学生支援の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点1：適切な根拠（資料、情報）に基づく点検・評価

評価の視点2：点検・評価結果に基づく改善・向上

本学では「学生支援方針」に基づき学生支援体制の構築に取り組んでいる。

取り組みの成果を検証するための自己点検の手段として、教育支援室が年に一度すべての在在学生に対して、「修学実態調査」（資料 4-32）を実施し、講義の出席状況、自主学修時間、講義の満足度、シラバスの理解度、図書館・情報処理演習室の利用時間、基本的な生活習慣等について聴取し、点検・評価を実施している。また、学生委員会が卒業年度の学生に対し「卒業生に対するアンケート調査」（資料 7-28、7-29）により「授業・教育課程について、就職支援について、大学の施設について、キャンパスライフについて、総合評価」に加え、自由記載欄により学生の満足度を把握し、改善に努めている。キャリアデザインセンターが既に卒業した同窓生に対し「内部質保証アンケート」（資料 7-30）が送付され「現在の就職状況、本学で学んだ教育内容の有効性、生涯学習環境等」について情報を収集し、今後の活動に役立てている。

授業の改善・充実及び教員の教育力向上を図るために、すべての必修科目において学生による「授業アンケート」（資料 7-31～34）を実施している。また、薬学部では学内教員による授業内容のピアレビューも毎年前後期2回実施している。これらの調査結果は分野別教員会議などで討議され、授業内容の改善に有効に役立てられている。

（2）長所・特色

本学は、開学以来、兵庫医科大学との緊密な連携の下に発展し医療系総合大学としての地位を築いてきた。本学の卒業生は、ほとんどが国家資格を取得後に医療人として地域医療に貢献している。

本学では、きめ細やかな学生支援を実現するため、学生委員会と教育委員会が密接に連携し組織構築を行っている。奨学金制度の整備もそのひとつで、学生が経済的に安定して修学できるように、学外の各種奨学金制度の有効的受給体制を整えるのに加え、大学独自の奨学金制度を整備し多くの学生を援助している。加えて、保健管理センターを中心とした健康管理、メンタルヘルスケア支援により、高い検診受検率に加え学生相談室によるカウンセリングが有効に機能している。

「障害者差別解消法」に基づく障がい学生の受入も、障がい者支援委員会が中心となって学生の自立支援を目指した合理的な配慮を実施している。

進路支援は、各々の職種に応じて学生が主体的な進路選択・就職決定ができるよう、キャリアデザインセンターによる多様で細やかな支援プログラムが提供されている。

（3）問題点

本学では、全ての学部の学生が医療系国家資格の取得を目指しており、特に最上級学年では、国家試験受験が学生に大きなプレッシャーを与えている。学業面のみならず、精神

面でのケアが必要となる（卒業生アンケート）。具体的な策は今後検討していかねばならないが、可能な限り早急に対応していく。

正課外活動支援については、学生会によるリーダーズキャンプの支援や、大学祭行事の支援、課外活動奨励賞の授与などを行っているが、活動状況が停滞気味であることは否めない。学生会の自主性を尊重しながら、有効な支援方法について検討していく必要がある。

（４）全体のまとめ

「現状説明」として記述したように、本学の学生支援は、全体として修学、学生生活、進路支援の実現に向けて体制整備が実現していると言える。障がい学生の受入と支援についても、「支援方針」が定められ、障がい学生支援委員会を中心に合理的な配慮を提供する体制が整いつつある。本学の学生支援の長所として、担任制度やアドバイザー制度による個々の学生に目を向けた細やかな支援が挙げられる。また、学校法人兵庫医科大学連携病院の会などのリソースを有効活用しつつ個々の学生のニーズに対応するキャリアデザインセンターの活発な活動も本学の長所である。一方で、学生会活動や部・サークル活動、ボランティア活動などの課外活動支援は今後さらに発展させるために支援体制の見直しに取り組む必要がある。また、障害者支援についても、今後様々な障害を持つ学生に対応するためには支援組織の効率化と支援人員の拡充が必要になる可能性があり、今後の課題として取り組んでいく。

第8章 教育研究等環境

(1) 現状説明

点検・評価項目①：学生の学習や教員による教育研究活動に関して、環境や条件を整備するための方針を明示しているか。

評価の視点1：大学の理念・目的等を踏まえた教育研究等環境整備に関する方針の策定と、その適切な明示

これまで本学における教育研究等環境の整備は、兵庫医療大学設置申請書および兵庫医療大学大学院設置申請書に明確に定めた方針に基づき実施してきた。また、薬学研究科が完成年度を迎えたことだけでなく、本学が開学10周年を迎えたことを契機に、今年度、新たに「兵庫医療大学 教育研究等環境整備の方針」(資料 8-1)を策定し、グループウェアを介して全教職員に周知するとともに、本学ホームページ(資料 1-5【ウェブ】)にて掲載することにより学内外に公表している。今後、この方針に基づき、本学の教育研究等環境の整備に取り組んでいく。

以上のことから、教育研究等環境整備に関する方針を定め、適切に明示していると判断できる。

点検・評価項目②：教育研究等環境に関する方針に基づき、必要な校地及び校舎を有し、かつ運動場等の教育研究活動に必要な施設及び設備を整備しているか。

評価の視点1：施設、設備等の整備
評価の視点2：ネットワーク環境や情報通信技術(ICT)等機器、備品等の整備
評価の視点3：多様な利用者の快適性に配慮したキャンパス環境整備
評価の視点4：学生の自学自習を促進するための環境整備
評価の視点5：職員及び学生の情報倫理の確立に関する取り組み

本学では、開学以来、兵庫医療大学設置申請書および兵庫医療大学大学院設置申請書に明確に定めた方針に基づき、十分な校地・校舎および施設・設備を整備してきた。本学キャンパスの校地面積は49,138 m²、校舎面積は37,997 m²であり、大学設置基準値(校地面積16,200 m²、校舎面積15,369 m²)および大学院設置基準を大きく上回っている。付属施設としては、図書館(2,212 m²)、約460名収容可能なオクタホール、学生・教職員の食事やコミュニケーションの場であるレストラン(810席)、体育館(アリーナ、部室および多目的室：2,796 m²)、グループ学習室(20室：332 m²)、薬用植物園、テニスコート(人工芝2面)、そして運動場としてのミニグラウンドがある。研究活動施設としては、M棟とG棟の4階に配置した教員研究室だけでなく、薬学研究室1~15、看護学研究室1~4、リハビリテーションラボ1~6、動物実験センター、ラジオアイソトープ(RI)実験センター、共同機器室1~6、人工気象室を設置している。講義室としては、M棟1、2階に258人教室が

1 室、204 人教室が 1 室、200 人教室が 4 室、152 人教室が 3 室、78 人教室が 2 室、65 人教室が 6 室あり、昨年度、全教室の AV 装置を更新した。実習室としては、M 棟 1～3 階に、薬学実習室 1～3、基礎医学実習室、臨床薬学研修センター、基礎看護学実習室、成人看護学実習室、助産/母性・小児看護学実習室、精神・地域・在宅・老年看護学実習室、健康教育実習室、看護学スキルスラゴ、リハビリテーション実習室 1～8 を保有している。さらに、学内 3 学部合同および兄弟校・兵庫医科大学医学部を加えた 4 学部合同授業において実践されている少人数グループ学習などに活用する閉鎖型・開放型カンファレンスルーム 33 室を設置している。

校舎内には随所に監視カメラを設置するとともに、IC カード認証方式による入退室管理システムの活用および警備室警備員との連携に基づき、キャンパス内の安全確保に努めている。防火・防災および教育研究活動に係る安全確保・環境保全には、それぞれ「兵庫医療大学 防火・防災管理規程」（資料 8-2）に則り「防火・防災対策委員会」および「兵庫医療大学 環境安全委員会規程」（資料 8-3）に則り「環境安全委員会」を中核として、取り組んでいる。また、学内の衛生管理については、「兵庫医療大学 保健管理センター規程」（資料 7-4）に則り、「保健管理センター」を中核として実践している。

情報通信技術 (ICT) の活用基盤環境の整備にも、開学以来、本学は継続的に取り組んでいる。学内に設置している教育用情報端末、ディスカッションボード、プリンタ・複合機は、IC カード認証により、全学生・教員が使用できる。全講義室にプロジェクターとスクリーンからなる大型提示装置を設置するとともに、258 人教室、204 人教室、200 人教室および 152 人教室には実物投影装置（書画カメラ）も常設している。78 人教室、65 人教室、カンファレンスルームなどで使用できる実物投影装置（3 台）、DVD/Blu-Ray プレイヤー（5 台）およびプロジェクター（5 台）についてはグループウェア事前予約貸出制度を構築し、ICT 活用基盤環境の充実を図っている。2013 年度にカンファレンスルーム 33 室に配置したインタラクティブな多機能情報端末「ディスカッションボード」は、現在も、本学におけるチーム医療教育（多職種連携教育）の重要な ICT 機器として活用されている。同年度には、教育用 e-ラーニング・サーバなどを含む全ネットワーク・サーバ、情報処理演習室 1～3 に常設している 320 台の教育用情報端末、図書館ブラウジングゾーンに設置している教育用情報端末 22 台、プリンタ・複合機などを更新し、2016 年度には、講義室の映像装置と無線 LAN 装置を更新した。2013 年度に更新した ICT 機器等（情報処理演習室 1 は除く）は 2018 年度内に再更新し、2019 年度から運用開始予定である。2019 年以降には、ファイアーウォールやコアスイッチも更新し、高速かつ安定なネットワーク環境の構築を図っていく。

本学では開学時から、通路における段差を排除しているとともに、オストメイト対応型多機能トイレを 2 箇所、車椅子ユーザー対応型トイレを G 棟 1 階以外の各フロア全 15 箇所に設置している。また、障がいのある学生に対しては、今年度 4 月に障がい学生支援委員会を中核として「兵庫医療大学における障がい学生支援に関するガイドライン」（資料 7-2）を策定し、障がい学生の自立につながる教育研究環境の整備に努めている。聴覚障がいのある学生には補聴支援システム「ロジャー」や電子聴診器を貸与することにより、車椅子

ユーザーの学生には車椅子のままでの学習および移動が容易になるように講義室を改修することにより、学習支援を実践している。また、今度中にアリーナ（体育館）にバリアフリー化の一環としてエレベーターを設置予定となっている。

学生の自学自習を促進するために、授業で使用している時間帯以外は自由に利用できる場として、図書館内の閲覧座席 408 席（全学生収容定員数 1,664 名に対し 24.5%）とグループ学習室（20 室）120 席のほか、情報処理演習室 1～3、オープンカンファレンス、レストランを解放している。また、G 棟には国試対策コーナーが設置されており、自習用に 34 席の座席を有している。なお、今年度中に情報処理演習室 1 をラーニングスクエアに改修し、来年度からはアクティブラーニング等の自学自習の場として提供する予定である。

学生に対する情報倫理教育は、3 学部全ての第 1 学年次生を対象とする必修科目として開講される「アカデミックリテラシー」が担っている。さらに、年度始めのオリエンテーション（資料 7-20）において全学年次の学生を対象として、学生委員会がソーシャル・ネットワークワーキング・サービス（SNS）などの利用に係る情報倫理の遵守について周知徹底を図っている。教職員に対しては、「兵庫医療大学 情報倫理規程」（資料 8-4）を策定の上、教職員専用サイト（規程集）に公開し、全教職員における同規程の遵守を図っている。

以上のことから、教育研究等環境に関する方針を定め、公表するだけでなく、その方針に基づき、開学以来、必要な校地及び校舎を有し、かつ運動場等の教育研究活動に必要な施設及び設備を整備していると判断できる。

点検・評価項目③：図書館、学術情報サービスを提供するための体制を備えているか。また、それらは適切に機能しているか。

- | |
|--|
| 評価の視点 1：学術情報資料の充実と学術情報へのアクセス環境の整備 |
| 評価の視点 2：国立情報学研究所が提供する学術コンテンツや他図書館とのネットワークの整備 |
| 評価の視点 3：学生の学習に配慮した図書館利用環境（座席数、開館時間等）の整備 |
| 評価の視点 4：図書館、学術情報サービスを提供する専門職者の配置 |

附属図書館は、平成 29 年度末現在で、図書（製本雑誌含む）31,927 冊、雑誌（定期刊行物）483 種（国内書 296 種、外国書 187 種）、視聴覚資料 1,645 点を所蔵している。図書については日本十進分類法の分類に基づいて系統的に、雑誌についてはタイトルのアルファベット順で配架している。教育研究・自学自習に必要な最新図書の収集は、シラバス掲載の教科書・参考書の購入および図書館委員会を中核とした選書により行われ、平成 27 年度～29 年度においては年度平均として約 1,500 冊の割合で蔵書を充実している。

閲覧可能な電子ジャーナルは 7,230 タイトルあり、他にもデータベース 6 種（医中誌 Web、SciFinder 等）、電子書籍 54 タイトルも契約し、学内の教育用情報端末から検索・閲覧ができるよう整備している。さらに、医中誌 Web、SciFinder 等のデータベースの検索状況な

どに基づいて、電子ジャーナル、電子ブック、OPAC、CiNii Books、CiNii Articles、Webサーチエンジン等を利用者にとって最適な環境へとナビゲーションするリンクナビゲーションシステム「ExLibris SFX」も導入しており、教職員・学生の利便性を高めている。また、これらの学術情報資料へは、学内無線 LAN を介すれば、個人のパソコン、タブレット、スマートフォンなどの端末からもアクセスできる。なお、IC カード認証により、図書と製本雑誌は 2 週間、視聴覚資料は 1 週間貸し出すことができる。（資料 8-5, 8-6【ウェブ】）

附属図書館は、開学当初より、国立情報学研究所目録所在情報サービス「NACSIS-CAT/ILL」に参加している。「NACSIS-CAT」により形成されている総合目録データベースを活用することにより、本学の蔵書目録データベースを構築し、情報端末を用いた蔵書検索を可能にしている。また、「NACSIS-ILL」により、全国の ILL サービス参加大学機関図書館間での相互貸借サービス（文献複写・現物貸借）も提供している。

平成 28 年からは、国立情報学研究所とオープンアクセスリポジトリ推進協会とにより共同運営されているクラウド型の機関リポジトリ環境提供サービス「JAIRO Cloud」において「兵庫医療大学機関リポジトリ」を公開することにより、博士論文、紀要論文等学内研究成果物を発信している。平成 29 年度は 23 件のコンテンツを発信し、それらのダウンロード回数は 12,315 回であった。

他図書館とのネットワークについては、兄弟大学・兵庫医科大学図書館はもとより、ポートアイランド 4 大学連携協定に基づいた神戸学院大学ポートアイランドキャンパス図書館、神戸女子大学・神戸女子短期大学図書館、夙川学院短期大学図書館とも連携することにより整備し、連携図書館からの図書の貸出を可能としている。

閲覧座席 408 席（全学生収容定員数 1,664 名に対し 24.5%）とグループ学習室（20 室）120 席が確保されている附属図書館は、授業期間において、平日 9:00～21:00、土曜日 9:00～17:00 の時間帯に開館している。定期試験に向けた学習や国家試験対策学習に取り組む学生が増える 11 月～2 月（年始年末を除く）については、平日、土曜、日曜・祝日を問わず 9:00～21:00 の時間帯に開館し、学生に自学自習の場を提供している。因みに、平成 29 年度の入館学生総数は 116,036 人、図書・製本雑誌の貸出冊数は 11,545 冊であった。また、平成 29 年度におけるグループ学習室の利用グループは延べ 3,379 グループ、利用時間は延べ 6,758 時間であった。

附属図書館には、学内外の学術情報を公正かつ適切に教職員学生に提供するためだけでなく、図書館委員会を中核として、本学の学術情報サービスの最新・最適化を図るために、司書資格を有する専門職員 3 名を配置している。

以上のことから、図書館、学術情報サービスを提供するための体制を適切に整備するとともに、それらの体制は教員の教育研究活動および学生の学習研究活動を支援するために、適切に機能していると判断できる。（資料 8-5、8-6【ウェブ】）

点検・評価項目④：教育研究活動を支援する環境や条件を適切に整備し、教育研究活動の促進を図っているか。

<p>評価の視点1：大学の理念・目的等を踏まえた研究推進に関する方針の策定と、その適切な明示</p> <p>評価の視点2：研究推進方針に基づいた研究費の適切な支給</p> <p>評価の視点3：研究推進方針に基づいた外部資金獲得に対する支援</p> <p>評価の視点4：教育研究活動を支援する制度・体制</p>
--

本学では、教員の専門領域研究だけでなく、学部・研究科、大学として取り組む研究、教育プログラム開発研究、統合的医療研究、地域創生研究を推進するため、学長が委員長を務める「研究委員会」を中核として「兵庫医療大学 公正研究推進方針」を平成29年度に策定し、本学ホームページ（資料1-5【ウェブ】）に公表することにより学内外に周知している。各学部・センター・研究科では、本方針に基づいて、教育研究活動の活性化に取り組んでいる。

全教員を対象とする研究助成制度は、同方針に則り「兵庫医療大学 研究助成・顕彰制度」（資料8-7）を平成29年度に策定し、同年度の後期から、その運用を開始している。平成29年度は、審査会（審査員3名/課題）での審査を経て11件の研究課題について20万円を助成した。平成30年度は4月に本制度への募集を開始し、同様な手順を経て18件中採択された11件の研究課題に対して30万円を助成している。本学における研究推進の方略の一つとして策定された顕彰制度の運用は、現在のところ着手できていない。しかし、平成29年度の本助成制度採択研究課題の各研究代表者から平成30年4月に提出された報告書について、今年度策定した「平成29年度 兵庫医療大学 研究助成制度・研究成果報告書 評価要領」に基づき、現在、審査会による評価を実施しているところである。なお、開学以来、専任教員の研究活動を支援するために、教授に45万円、准教授に36万円、講師に24万円、助教・助手に各18万円を個人研究費/年として配算している。さらに、各学部の裁量研究費として、薬学部300万円、看護学部50万円、リハビリテーション学部50万円を配算している。

若手教員の研究活動を活性化するため、平成25年度から研究助成制度を運用している。「研究推進委員会（現 研究委員会）」（資料8-8）を中核とする本研究助成制度により、平成25年度には15名を、平成26年度には20名を、平成27年度には19名を採用し、20万円を配算した。本制度は、平成28年度には教育支援室を中核とする要学習支援学生の支援制度へと発展的に改定され、要学習支援学生を支援することを条件として研究助成課題を募集している。この制度により平成28年度は20名を採用し、各20万円を助成した。平成29年度からは同制度を前期・後期ごとに分割運用し、平成29年度前期には11名を、後期には15名を、平成30年度前期には13名を、後期には11名を採用し、それぞれに10万円を配算した。

研究推進方針に基づいた外部資金獲得に対する支援は、研究委員会のもとで実務を所掌する「公正研究推進小委員会」を中核として取り組んでいる。具体的には、本学教員または学外から招聘した専門家を講師とする科研費事業採択支援講習会を、毎年、同事業の公募要領等説明会と同時開催している。今年度は10月4日（木）午後5時から「科研費助成事業に関わるSD研修会」として開催した。また、本学ホームページ内の「研究支援」ペー

ジにおいて、府省共通研究開発管理システム(e-RAD)、国立研究開発法人 日本医療研究開発機構(AMED)および公益財団法人 助成財団センターへのハイパーリンクを張るとともに、本学研究支援課が独自に取りまとめた「各種民間団体からの助成金公募情報」を提供することにより、外部資金獲得を支援している。なお、研究活動支援制度としてリサーチ・アシスタント(RA)制度は、現在のところ導入していない。

教育活動支援制度として、「兵庫医療大学 ティーチング・アシスタントに関する規程」を策定し、平成 25 年度からティーチング・アシスタント(TA)制度を運用している(資料 8-9)。実習、演習などの学部教育を支援するため、前期・後期の 2 回に分けて大学院生に対して TA を募集し、平成 25 年度から平成 30 年度にかけて、4 名、1 名、3 名、3 名、4 名、5 名を採用した。また、新しい取り組みとして、薬学部において SA 制度に該当する学生チューター制度を試行的に今年度の後期に運用している。学習支援が必要な第 1 学年次生を成績優秀な第 2 学年次生 8 名が、学習支援が必要な第 2 学年次生を成績優秀な第 3 学年次生 7 名が、チューターとして支援する制度である。1 回 90 分として、第 1 学年次生に対しては週 1 回、第 2 学年次生に対しては週 2 回の学習支援を実施している。今回の取り組みの効果を被支援学生および支援学生の観点から検証し、次年度には、同制度に係る規程の制定を行う。

研究活動を支援する機器・備品として、核磁気共鳴装置、質量分析装置、共焦点蛍光顕微鏡、フローサイトメトリー、蛍光イメージング装置、人工気象室、モーション・キャプチャー解析装置などの大型機器を計画的に設置し、研究環境の充実を図ってきた。また、共同利用機器のより一層の充実を図るため、大学として私立大学等改革総合支援事業・教育研究活性化設備整備補助金などへの採択に取り組んできた。平成 27 年度から 3 年連続で、同事業のタイプ 1「教育の質的転換」だけでなく、タイプ 2「地域発展」とタイプ 3「産業界・他大学等との連携」にも採択され、液体クロマトグラフィー/マススペクトルシステム、ガスクロマトグラフィー/マススペクトルシステム、3Dプリンター、患者シミュレーター、筋力計、シンチレーションサーベイメーターなどを共同利用機器として新たに設置できた。なお、教員の教育研究活動を支援するため、動物実験センターには専任技術員を配置している。

本学では、開学以来、研究活動に専念できる十分な時間の確保に努めているが、個々の教員の教育、研究、社会貢献、大学・学部運営などに対するエフォートを検討し、担当業務の再配分を図っていく。その根拠資料として、今年度から施行した「兵庫医療大学 教員活動評価実施要綱」(資料 6-9)に基づき教員から提出される「教員活動計画・報告書」などの記載事項を活用する。

以上のことから、研究推進方針を定め、明示しているだけでなく、教育研究活動を支援する環境や条件を適切に整備するとともに、教育研究活動の促進を図っていると判断できる。

点検・評価項目⑤: 研究倫理を遵守するための必要な措置を講じ、適切に対応しているか。

評価の視点1：研究者倫理、研究活動の不正防止に関する規程と組織の整備
評価の視点2：大学の理念・目的等を踏まえた公正研究推進に関する方針の策定と、その適切な明示
評価の視点3：コンプライアンス教育および研究者倫理教育の定期的な実施

法人規程として「研究倫理規程」(資料 8-10)、「公的研究費取扱規程」(資料 8-11)、「公的研究費管理・監査規程」(資料 8-12) および「学校法人兵庫医科大学における研究活動の不正行為に関する取扱規程」(資料 8-13) を策定している。また、本学では、開学以来、研究推進委員会が、研究活動の活性化だけでなく公正研究の推進などに取り組んできたが、平成 29 年 5 月に廃止し、全学的な研究活動の活性化に取り組む研究委員会を新設した。この改組に伴い、新たに設置した「兵庫医療大学公正研究推進小委員会」(資料 8-14) を中核として、本学では公正研究の推進、コンプライアンス教育、研究者倫理教育、外部資金獲得支援などに取り組んでいる。

これまで、本法人の関連規定の遵守を方針として、研究活動における不正防止に取り組んできた。この取り組みを強化するとともに、公正研究を推進するという観点から、平成 30 年度に、公正研究推進小委員会を中核として倫理審査委員会、動物実験委員会、ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理審査専門委員会、遺伝子組換え実験安全委員会、病原体等安全管理委員会の各委員長の意見を踏まえ、全学的な基本方針を「公正研究推進方針」と定め、グループウェアおよび本学ホームページ(資料 1-5 【ウェブ】)を介して全教職員に周知している。今後は、本方針に基づき、全学的な公正研究の推進に取り組んでいく。

本学では、公正研究推進小委員会(平成 28 年度以前は研究推進委員会)を中核として研究支援課と連携しつつ、コンプライアンス教育と研究者倫理教育に取り組んでいる。前者としては、2 年に 1 度の頻度で、学外から講師を招き、全教員と受講が必須となる業務担当職員を対象として講習会を開催している。講習会開催日に出張等で不在であった教職員については、DVD 講習会を開催し、受講率 100%を達成している。また、新規採用教職員についても、着任時に DVD 講習会の受講を課している(資料 8-15)。一方、後者については、全教員だけでなく、大学院入学生および卒業研究に取り組む直前の薬学部第 4 学年次生、看護学部第 4 学年次生、リハビリテーション学部第 4 学年次生に対して CITI Japan e-learning program(現、APRIN e-learning program)の受講・修了を義務付けている。同プログラムを受講・修了した教職員に対して、5 年に 1 度更新することも義務付けている。

以上のことから、本学において研究倫理を遵守するために、規程・組織を整備するだけでなく、公正研究推進方針を策定し、その全学的な周知に取り組みつつ、同方針に則ったコンプライアンス・研究者倫理教育に定期的に取り組んでいると判断できる

**点検・評価項目⑥: 教育研究等環境の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。
また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。**

評価の視点1：適切な根拠に基づく点検・評価

評価の視点2：点検・評価結果に基づく改善・向上

本学における施設の適切な使用については、「兵庫医療大学 キャンパス有効利用委員会」を中核として、点検・評価を実施している。平成24年度には、国家試験、特に薬剤師国家試験に向けた自学自習を推進するため、G棟4階にブース型デスク34台を設置することにより学習スペースを充実した。平成27年度にはレストランの混雑状況を鑑み、混雑改善のため席を増設した。同年度には、グループ学習、カリキュラム外授業などが活発に実施されるようになったことを踏まえ、G棟4階に設置していた大学院生室をP棟2階へ移動することにより、大学院生における附属図書館へのアクセスを改善するとともに、G棟4階における教育学習スペースを再構築した。平成29年度には、教員の学内昇進などに伴う教員研究室の不足を充足するため、M棟4階の教育支援室と薬学部実務実習支援室を再編成し、G棟4階へ移設した。平成30年度には、昨今の予測不能な自然災害への対策として、全ての情報システムサーバをP棟1階からM棟4階へ移設した。また、教育用情報端末の維持管理費の将来的な軽減、自学自習スペースのさらなる充実などを考慮し、平成31年度までに情報処理演習室1をラーニングスクエアに改修する。この改修に伴い、同コモンズへの入室が図書館入館管理ゲートを使用することになるため、入館者数の増加を見込み、図書館のICカード認証入館管理システムを更新する。

電子学術情報資料・同サーチエンジンについては、医中誌Web、SciFinder等のデータベースの検索状況などに基づき、リンクナビゲーションシステム「ExLibris SFX」により、日々最適化されている。また、図書館委員会を中核とし、電子ジャーナル契約価格をダウンロード(利用)回数で割って算出した1論文単価などを指標として契約学術誌を取捨選択することにより、附属図書館における学術情報サービスの最適化を図っている。さらに、教員だけでなく、学生の購入希望に基づき、蔵書の充実に取り組んでいる。

開学12年目を迎えて本学における研究機器・備品の更新については、毎年、共同機器室運営委員会、動物実験センター運営委員会、RI実験センター運営委員会、各学部・センターなどから提出される要望を鑑み、予算枠内で実施している。今後は、教育研究等環境整備方針に則り、大型機器等の高額機器については、利用頻度、論文発表数などを指標として、優先順位を明確にした上で更新していく予定である。

以上のことから、教育研究等環境整備の適切性については、定期的または不定期に、中核をなす関連委員会が収集した根拠に基づき点検・評価し、その結果を踏まえた教育研究等環境の改善に概ね取り組んでいると判断できる。

(2) 長所・特色

- ▶ コンプライアンス教育と研究者倫理教育を定期的実施するだけでなく、対象となる教職員・学生の受講率が100%である点が本学の長所である。今後は、それらの教育の場となる研修会の質について検証し、改善すべき点について改善していく。

(3) 問題点

- ▶ 本学では、開学以来、教員が研究活動に専念できる十分な時間の確保に取り組んできたが、充足程度を図る評価指標が不明確であった。今後、平成 30 年度から運用を開始した「兵庫医療大学 教員活動評価実施要領」に基づき各教員から提出される「教員活動計画・報告書」に記載されるエフォートなどを評価指標として、平成 32 年度をめどに教員の研究活動時間の確保について点検・評価を実施し、必要ならば改善策を検討していく。
- ▶ 教育研究等環境整備の自己点検・評価は、入手可能な指標に基づき概ね良好に実施されているが、論文数、学会発表数、利用者数、使用時間などの数値化できる指標を活用した自己点検・評価に取り組んでいるのは附属図書館、一部の委員会に限定されていることは否めない。平成 32 年度をめどに、教育研究等環境、特に研究機器・備品の利用実績などを年度ごとに収集する枠組みを各委員会などで構築し、実質的な根拠に根ざした自己点検・評価とその結果に基づく改善に取り組んでいく。

(4) 全体のまとめ

「現状説明」として記述したように全体として明示した方針に基づき教育研究等環境の整備に取り組み、定期的または不定期に自己点検・評価を実施しつつ、その改善を実践している。しかし、教員の研究活動に専念できる十分な時間の確保を含む教育研究等環境整備の改善に不可欠な根拠資料の収集については不十分な点も垣間見られるため、今後 2 年をめどに、実質的な根拠に根ざした定期的な自己点検・評価を実施することにより、教育研究等環境の改善に大学として取り組んでいく。

第9章 社会連携・社会貢献

(1) 現状説明

点検・評価項目①：大学の教育研究成果を適切に社会に還元するための社会連携・社会貢献に関する方針を明示しているか。

評価の視点1：大学の理念・目的等を踏まえ、教育研究成果を適切に社会に還元するための組織の整備

評価の視点2：大学の理念・目的等を踏まえた社会学連携に関する方針の策定と、その適切な明示

本学では、大学の理念・目的等を踏まえ、開学以来、地域連携実践センターを中核として社会連携・社会貢献に取り組んできた。平成27年4月には同センターを発展的に廃止し、本学における社会学連携活動をより機能的かつ効果的に推進するため、社会学連携推進機構(資料9-1)を開設した。同機構は、医療、福祉、介護、健康づくり、未病などの観点から、地域の住民、地方自治体、公共団体、医療福祉施設、各種企業など、つまり、地域の社会と、医療総合大学である本学との連携活動において、異なる分野の人たちをつなぐプラットフォームとしての役割を担うとともに、社会学連携に関するノウハウの蓄積、新しい社会学連携形態の企画立案にも取り組んでいる。さらに、本学では同機構を中核として、全学的な基本方針①地域創生をめざして；②地域医療を担う人材の育成；③共同研究・受託研究の推進；④「ひとづくり」支援；⑤「ものづくり」支援；⑥「まちづくり」支援から構成される「兵庫医療大学 社会学連携ポリシー」(資料9-2)を策定し、本学ホームページにて公表するだけでなく、社会学連携推進機構「2015、2016、2017年度報告書」裏表紙にも記載し、学内外への周知に努めている(資料9-3【ウェブ】、9-4)。

さらに、同機構の下に、新たに、地域連携実践ステーションおよび薬学研究科、看護学研究科、そして医療科学研究科のそれぞれを中核とする臨床薬剤師生涯教育ステーション、シームレス看護教育ステーション、そしてリハスタッフ臨床教育ステーションを設置し、1機構4ステーションの体制(資料9-5)により、社会学連携ポリシーに則り、教育研究成果の社会還元に取り組んでいる。

以上のことから、本学では、社会連携・社会貢献に関する方針を定め、適切に明示しているだけでなく、教育研究成果を社会に還元する体制が整備されていると判断できる。

点検・評価項目②：社会連携・社会貢献に関する方針に基づき、社会連携・社会貢献に関する取り組みを実施しているか。また、教育研究成果を適切に社会に還元しているか。

評価の視点1：社会学連携活動に関わる学外組織との適切な連携体制

評価の視点2：社会学連携体制に基づいた教育研究活動の推進

評価の視点3：地域交流を基盤とする社会学連携活動の推進

本学は社会学連携活動を機能的かつ効果的に実践するため、①丹波市・兵庫県丹波県民局と「薬草振興の連携活動に関わる協定書」を、②篠山市健康福祉部と「篠山市保健福祉部と学校法人兵庫医科大学 兵庫医療大学との連携に関する覚書」を、③神戸市中央区と「兵庫医療大学と神戸市中央区との連携協力に関わる協定書」を、そして④摂南大学と『摂南大学・兵庫医療大学「薬学部演習科目におけるチーム基盤型学習プログラムの共同開発」に関する協定書』を締結し、学外組織との連携体制を構築している。

連携体制①に基づき、本学は兵庫県「丹波薬草産地再生事業」に参画してきたが、平成28年度から薬学部・チーム「薬活オウルズ」が兵庫県から助成を受け、「もっと兵庫の薬草を知ろう、広めよう、味わおう」プロジェクトに取り組んでいる。同プロジェクトでは、プロジェクト・ベイスド・ラーニングの場として、学生たちが薬草・当帰の成分分析や効能解析を実施するだけでなく、当帰葉を活用した製品（茶、うどん、パン、パウンドケーキ、煎餅など）の開発を支援し、地域創生に大いに貢献している。

連携体制②はサービス・ラーニングの場と活用している。篠山市主催の健康教室「お試しクラブ いきいきデカボー体操」などに学生たちが参加し、高齢者の健康づくりを支援している。学生たちの支援が功を奏し、健康教室への参加者が年々増えている。

サービス・ラーニングは連携体制③においても実践している。リハビリテーション学部「介護予防推進サポーター養成プロジェクト」として、学生たちがサービスラーニングを実践しつつ、健康づくりサポーター養成講座（5回シリーズ）を開講している。このプロジェクトでは、講座修了者に本学から修了証を授与しているが、修了者に活動の場を提供するため、「兵庫医療大学 健康づくりサポーターバンク事業」を平成30年4月に立ち上げた。同講座修了者30名以上が既にサポーターとして登録している本事業により「地域住民の、地域住民による、地域住民のための健康づくり」の推進を図っている。その結果、本事業登録サポーター自らによる健康づくり教室が2018年7月4日、8月3日、9月19日に開催されている。

連携体制④は、薬剤師の生涯学習支援に活かされている。新しい学習プログラムを取り入れた「薬のカタチを楽しもう」「武庫川ポーアイ EBM クラブ」などは薬剤師の先生方に非常に好評である。生涯学習支援は、シームレス看護教育ステーション（看護学研究科）とリハスタッフ臨床教育ステーション（医療科学研究科）も鋭意取り組んでいる。両ステーションは、文部科学省認定・職業実践力育成プログラム(BP)として、それぞれ「在宅看護実践力育成プログラム」、そして「PT・OT 臨床カステップアッププログラム」「リハビリテーション科学課題研究プログラム」を開講し、昨年度までに47名の修了生を輩出している（資料1-7【ウェブ】）。

上述の活動以外にも、社会学連携推進機構は、ポーアイ4大学連携事業または本学独自の地域交流プロジェクトとして講演会、セミナー、教室等を年20回以上開催し、地域住民に学ぶ場を提供しているだけでなく、共同研究・受託研究の推進にも精力的に取り組んでいる。詳細は、社会学連携推進機構の年度報告書を参照されたい。（資料9-3【ウェブ】）

以上のことから、本学が独自に策定した社会学連携ポリシーに基づき、地域の組織・機関と連携しつつ、地域創生、地域健康づくり、生涯学習などを支援するだけでなく、共同研究・受託研究を通して地域企業における課題解決を実践するために、本学は教育研究成果を適切に社会還元していると判断できる。

点検・評価項目③：社会学連携・社会貢献の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点1：社会学連携推進機構年度報告書の作成による振り返り

評価の視点2：アドバイザリーボード会議による助言・評価に基づく改善・向上

社会学連携推進機構では、同機構運営委員会を中核として平成27年度から年度報告書を作成している。その報告書では、1年間に実施してきた活動について記載するだけでなく、反省点を抽出するとともに、次年度の活動目標を掲げることにより、本学における社会学連携活動について振り返りを実践している。ただし、これまで社会学連携活動の成果評価指標と数値目標を明記していなかったことを反省し、今年度、社会学連携ポリシーを更新し、基本方針①～⑥について、成果評価指標と数値目標を設定した。これらに基づき、向こう2、3年の社会学連携活動を点検・評価していく予定である。(資料9-3【ウェブ】)

一方、平成28年度に、本学は社会学連携アドバイザリーボード設置要項(資料1-17)を策定した。本要項に則り、兵庫県、神戸市の大学連携担当者、各専門職団体代表者などを含む学外委員8名からなるアドバイザリーボードを設置するとともに、平成29年度から毎年、アドバイザリーボード会議(資料1-18)を開催している。同会議では、振り返り報告書(社会学連携推進機構年度報告書)に取りまとめた活動実施状況と次年度計画を踏まえて、本学の社会学連携活動について助言・評価を受けている。また、シームレス看護教育ステーション(看護学研究科)とリハスタッフ臨床教育ステーション(医療科学研究科)が生涯学習支援として実施している文部科学大臣認定「職業実践力育成プログラム(BP)」についても、毎年、それぞれのステーションが学外委員から意見聴取の場を設け、本学が提供しているBPについて改善・向上を図っている。(資料9-6)

以上のことから、本学は、社会学連携推進機構年度報告書を作成することにより、社会学連携活動について定期的に自己点検・評価するだけでなく、成果評価指標や到達目標を設定するなどの改善向上に努めていると判断できる。

(2) 長所・特色

- ▶ 社会学連携基本方針<地域創生をめざして><「ものづくり」支援>を実践するために、丹波市・兵庫県丹波県民局との連携協定の下、平成26年度から取り組んでいる薬草産地活性化活動については、当帰の効能、栽培法や修治法と主成分含量との関係などに関する研究成果だけでなく、丹波市山南町の企業による当帰葉製

品の開発・販売など、非常に高い成果を挙げている。薬草産地活性化活動については、検証に基づいた改善に取り組みつつ、今後も医療総合大学として丹波市における地域創生活動をより一層推進していく（薬事日報新聞 2018. 10. 05）。

- ▶ 社会学連携基本方針<「ひとづくり」支援><「まちづくり」支援>を実践するために、平成 28 年度から取り組んでいる介護予防推進サポーター養成プロジェクトは、神戸市中央区との連携だけでなく、2018 年度から着手した兵庫医療大学 健康づくりサポーターバンク事業による支援の下、「地域住民の、地域住民のための、地域住民による健康づくり」へと展開しつつある。実際、今年度は同事業登録サポーター自らによる健康づくり教室が 3 回も開催された。今後は、サポーター養成講座だけでなく、登録サポーターのフォローアップ講座も開催しつつ、「ひとづくり」「まちづくり」に一層尽力していく（神戸新聞 2018. 2. 16）。

（3）問題点

- ▶ アドバイザリーボード会議にて指摘があった社会学連携ポリシーの学生への周知が不十分である点について、改善されていない。社会学連携活動が学生のプロジェクト・ベースド・ラーニング、サービス・ラーニングの場となっていることを踏まえると、社会学連携ポリシーの学生への浸透は重要だと考えている。具体的な策は今後検討していかなければならないが、可能な限り早急に対応していく。
- ▶ プロジェクト・ベースド・ラーニング、サービス・ラーニングの場として社会学連携活動に参加した学生における教育効果の評価が不十分である点について、改善されていない。これまでは、学生から提出される感想文を教育効果の評価材料としてきたが、今後は、社会学連携ポリシーだけでなく、本学の建学の精神、理念・目的を踏まえて、ルーブリックなどを作成の上、教育効果の評価に鋭意取り組んでいく。

（4）全体のまとめ

「現状説明」として記述したように全体として学外の組織、機関、企業と連携しつつ本学の社会学連携ポリシーに則した社会学連携活動を展開しているだけでなく、社会学連携推進機構年度報告書だけでなくアドバイザリーボード会議などの外部評価を活用しつつ改善・向上に取り組んでいること、同活動をプロジェクト・ベースド・ラーニング、サービス・ラーニングの場として学生教育に活用していることなどを踏まえると、概ね適切な社会連携・社会貢献が実施されているといえる。

今後は、これまで実施してきた社会連携・社会貢献活動について、社会学連携ポリシーに記載した成果評価指標と数値目標に基づき検証しつつ、発展的に継続していく所存である。特に、本学の大きな強みと言える「薬草産地活性化活動」「介護予防推進サポーター養成プロジェクト」について、より一層本学の特色ある活動として推進するため、少なくとも向こう 5 年間にわたり継続的支援を実施する。前者については当帰生産農家数・生産量の増加など、後者については登録サポーター数、登録サポーターの自主的活動件数などを成果評価指標として検証に取り組みつつ、<地域創生をめざして><「ものづくり」支援>ならびに<「ひとづくり」支援><「まちづくり」支援>という方針の具

現化に努めていく。

一方、問題点として抽出している社学連携ポリシーの学生への低い浸透度、学生に対する社学連携活動の教育効果の不十分な評価については、全学的な課題と位置づけ、2020年度までに社学連携活動に関わる広報手段の再検討、ルーブリックの導入などを社学連携推進機構を中核として実践することにより、その改善に大学として取り組んでいく。

第10章 大学運営・財務

第1節 大学運営

(1) 現状説明

点検・評価項目①：大学の理念・目的、大学の将来を見据えた中・長期の計画等を実現するために必要な大学運営に関する大学としての方針を明示しているか。

評価の視点1：大学の理念・目的、大学の将来を見据えた中・長期の計画等を実現するための大学運営に関する方針の明示

評価の視点2：学内構成員に対する大学運営に関する方針の周知

本学の中期事業計画は、設置法人である学校法人兵庫医科大学の中期事業計画の中で、兵庫医療大学部会として、一体的に設定している（資料1-2【ウェブ】）。本法人の第3次中期事業計画(2018～2022)では、法人の目指す姿を、「21世紀に即した医学・医療の持続的な展開と、それらを担い上げる高質の医療人の育成を使命とする医療総合大学」と定め、その中で、本学の基本コンセプトを、「医療総合大学としての教学基盤の確立」と定めている。併せて、本学の開学10年の事業として、本学の将来ビジョンを、HUHS vision 20として策定している（資料1-3【ウェブ】）。

上掲の本学の中期事業計画において、①次代を担う中核的医療人育成の教育研究の強化、②大学の「地域性」の定着と実績作り、③受験生の安定的確保と学生の学習支援の充実、④大学自己改革の推進、の4つの戦略を設定し、それぞれの下に複数の施策を策定している。

これら施策の具体的事業計画は、本学が立案したものについて、本法人の経営常務会が審議し、承認を得ている。決定された事業計画は、その進捗状況を本学の大学協議会が検証した後、法人の経営常務会でその妥当性の最終評価を行い、その結果を本学にフィードバックする仕組みとなっている（資料10-1-1、10-1-2）

<大学と法人組織の権限と責任の明確化>

本学の管理運営上の重要事項である①組織の設置・改廃、②学則及び諸規程等の制定と改廃、③役職人事及び教員人事、④財務計画（予算・決算等）、⑤事業計画、⑥施設・設備計画等に関する意思決定は、本学の大学協議会の意見を聴いて、学長が決定した後、最終的に、本法人の理事会（隔月定例開催）で決定される。また、付議事項によっては常勤理事による常務会（月2回定例開催）で意思決定がなされている。理事会には、本学の学長（寄付行為第6条第1項第1号）及び副学長（寄付行為第24条第1項第3号、第6条第1項第2号）が理事として参画している。常務会には学長（常務会規程第3条第1項）が構成理事として参画している。また、評議員会においては本学の学長（寄付行為第24条第1項第2号）、副学長及び各学部長（寄付行為第24条第1項第3号）が評議員として参画している。したがって、本学の管理運営は、本法人との間に、十分な意思疎通と連携を担保する仕組みが確立しており、適切に機能している。（資料1-20、10-1-3、10-1-4）

上掲の本学の中期事業計画を実現するための、本学の教学、管理運営に関する方針を定めている。(資料 10-1-6、1-5【ウェブ】)

兵庫医療大学 管理運営方針

兵庫医療大学は、その理念・目的を達成するための基本的な考え方と管理運営方針を以下に定める。

- ① 高い公共性を持つ公益組織としての社会的責任を果たす
- ② 学生、教職員ともに、社会的な行動規範を厳正に遵守する
- ③ 3つのポリシーに基づく教学の実施により、学生の資質・能力の向上を目指すと共に、教職員の向上にも繋がる大学環境を整備する
- ④ 学部・研究科の自律性と大学としての一体性を確保し、社会的視点からの自己改革を推進する
- ⑤ そのための、学長のリーダーシップと、教授会からのボトムアップが有効に機能するガバナンス体制を確立する
- ⑥ 学校法人兵庫医科大学としての一体的財務・経営基盤の確保と、兵庫医科大学との密接な教学連携を発展させる体制を整備する

本学は、開学以来、基本的に前掲の「兵庫医療大学管理運営方針」の下に、管理運営を行ってきた。学校教育法改正に伴う諸制度の整備を経て、HUHS vision 20 の中で、その主旨を開示してきた。(資料 1-3【ウェブ】)

この方針に基づき、全学の一体性を維持しつつ、機動的な大学運営が行われていると判断している。そのひとつの証左として、平成 27 年度～29 年度の私立大学改革等総合支援事業において、3つのタイプ (1, 2, 3) で採択されたこと、また、平成 28 年度から文部科学大臣認定 職業実践力育成プログラム (BP) に3件が採択された実績が挙げられる。

今後の課題は、方針④にある学部・研究科の自律性を高めるための教育研究の高度化を推進するための、具体的方策を実施することにある。現在、すでに、この点について、研究助成・顕彰制度を実施している (資料 8-7)。

本学の管理運営を含む各種方針の基本骨格は HUHS vision 20 に明示し、学内外に周知している。また、本評価報告書に記載している各種方針については、大学協議会において学長決定し、教授会に周知するほか、グループウェア上で、学内にも開示している (資料 1-5【ウェブ】)。

点検・評価項目②：方針に基づき、学長をはじめとする所要の職を置き、教授会等の組織を設け、これらの権限等を明示しているか。また、それに基づいた適切な大学運営を行っているか。

評価の視点 1：適切な大学運営のための組織の整備

- ・学長の選任方法と権限の明示
- ・役職者の選任方法と権限の明示

- ・学長による意思決定及びそれに基づく執行等の整備・教授会の役割の明確化
- ・学長による意思決定と教授会の役割との関係の明確化
- ・教学組織（大学）と法人組織（理事会等）の権限と責任の明確化
- ・学生、教職員からの意見への対応

評価の視点2：適切な危機管理対策の実施

本学の管理運営の基本組織構成を「平成30年度兵庫医療大学ガバナンス・機能系統図」（資料10-1-4）に示す。

次に、管理運営にかかる主な会議体の概要を示す。

- ・「大学協議会」：学則第12条に規定するもので、大学全般の重要事項について協議し、学長が、執行機関である教授会の意見を聴いて、当該事項を決定するに際して、意見を述べる。（資料10-1-7）
- ・「教授会・研究科委員会」：学則第13条、14条及び大学院学則第9条に規定するもので、教育研究の執行組織。教育研究、教員人事にかかる諸事項を審議し、学長が当該事項を決定するに際して、大学協議会の議を通して意見を述べる。（資料1-4、1-21、10-1-8、10-1-9）

さらに、学長—大学協議会—教授会・研究科委員会、と繋がる本学の意思決定・執行を、効率的、かつ、円滑に行うため、学長主導により2つの会議体を設置している。

- ・「学長・副学長会議」：喫緊の事案への対応、および、管理運営全般における学長への意見具申を行う。
- ・「学長・学部長懇談会」：教育研究の執行における具体の課題などについて、情報を共有し、自由な議論による共通理解を高めることを目的とする。前掲の大学協議会での審議を適正かつ、円滑に行うための前段階としての懇談会である。

<学長及び役職者の選任方法と権限の明示>

学長の選任は、「兵庫医療大学学長選考規程」（資料10-1-10）に基づき行っている。学長選考委員会は、本学専任教授4名及び事務職員1名並びに法人理事会及び評議員会選出委員5名及びの計10名より構成される。同委員会は、理事会発信の次期学長に求められる学長像を踏まえて学長公募を実施し、応募者については同委員会が原則1名の学長候補者を選出し、最終的に、理事会・評議員会諮問、理事会承認により学長が決定される。

学長の権限については、大学の管理運営、教学の実施における決定権者としての責任と権限を学則第10条に明示している（資料1-4）。

副学長（4名以内）は学長が指名し、学長を補佐する立場から、特命事項を担当し、学長・副学長会議を構成する。（資料10-1-11、10-1-12）

学部長、研究科長及び共通教育センター長は、各々の教授会又は研究科委員会において2名以上の候補者を選出し、大学協議会の意見を聴いて、学長が決定する。

<学長による意思決定と教授会の役割との関係の明確化>

大学の管理運営、教学の執行における学長の役割と権限及び執行機関としての教授会・研究科委員会の役割と権限については、改正学校教育法（平成27年4月1日施行）の趣旨に則り、学則に規定している。前掲の大学協議会と付随する会議体により、教授会からのボトムアップと、大学としてのトップダウンの意思決定（学長決定）を融合させ、一体的管理運営を行っている。そのことにより、医療総合大学としての共通の教学のあり方、将来ビジョンの策定などが機動的に行われている。

<大学と法人組織の権限と責任の明確化>

本法人では、事務組織は一体的に管理されており、それぞれの事業部門（大学、病院など）に適切な配置を行うことで人事管理の一貫性と流動性を担保している。予算計画、事業計画など法人全体にかかる主要事項については、法人が設置する経営常務会（資料10-1-1）において審議され、常務会、理事会において決定される。

教員人事、教育課程に関する教学事項などについては、本学の意思決定の流れ（資料10-1-4）に沿い、学長決定した後、常務会、理事会で承認される。

常務会、理事会には、学長が本学を代表して理事としてその任に当たっている。加えて副学長1名も理事として理事会に出席し、法人運営と本学の教学運営の整合性を図っている（資料10-1-13）。本法人の理事長、理事、監事及び評議員の選任については、寄付行為の定めによって施行されている。（資料1-20）

本学は、HUHS vision 20 の<基軸>のひとつに、「安全・安心な大学環境の維持・健全な管理運営」を掲げている。その主旨に沿い、本学構成員が遭遇する可能性のある危機に対して、未然に防ぐと共に、的確な対応を行うよう、危機管理体制を敷いている。また、法人全体の危機管理基本マニュアルに代表的なリスクへの対策・対応が定められている。

（資料10-1-14, 10-1-15）本学では、危機として、自然災害、不審者、個人情報関係、他を想定し、自然災害については、年1回、学生を中心とした地震・津波防災訓練を実施し、防災意識の啓蒙と避難経路・場所等の対応の周知を図っている。（資料10-1-16）

各種ハラスメントへの対応は、全教職員を対象とした講習会の実施により理解を深めると共に、派生した事案については、本学の定めるハラスメント小委員会（資料10-1-17）により対応を図ると共に、法人が設置する学校法人兵庫医科大学ハラスメント防止委員会（資料7-19）において適切な対応を図っている。

学生からの各種の相談については、学部ごとに担任制度を設けて、日常的に対応を図るほか、ハラスメント、健康問題などの個別の事案については、学生相談室、保健管理センターに専門の医師、保健師を配置することで専門的対応を図っている。また、ハラスメント事案が発生した場合の対応については、体制を整備し、周知している（資料10-1-18）

点検・評価項目③：予算編成及び予算執行を適切に行っているか。

評価の視点1：予算執行プロセスの明確性及び透明性

- ・内部統制等
- ・予算執行に伴う効果を分析し検証する仕組みの設定

予算編成については、前年7月に経営常務会において、今後10年間の収支・財務シミュレーションが審議され、これに基づき、将来計画実現のための中期的な予算編成方針及び年度予算編成方針大綱（案）が策定され常務会、理事会で承認されていく。この大綱に沿って、各部門での予算案が作成され、法人担当部署（経営企画室）のヒヤリング・調整を経て、翌年1月に経営常務会で最終予算案となり常務会、理事会で承認される。（資料10-1-2、10-1-19～21）

予算執行は、各部門の予算執行体制の中で諸規則（経理規則、予算統制要領）により厳格に実施されている（資料10-1-22, 10-1-23）。また、WEB財務システムが導入され、予算執行側からも残高が確認できるようになっているが、法人予算担当部署からは、毎月、「予算執行状況報告」が各部門に送付され、予算科目又は項目毎の予算超過、収支予算の執行率が判定される。（資料10-1-24）

この中で大幅な予算超過に対しては、予算執行差異理由書を提出することで、予算差異への対応が求められる。このように年度予算執行については各部門及び法人の双方で厳格に管理している。

適正な予算執行及び会計処理を検証するため、法令及び寄付行為に基づく監事監査及び監査法人による監査、内部監査規程による監査を実施している。決算では常務会、決算幹事会の審議を経て、理事会で承認される。（資料10-1-25～28）

予算執行実績及び決算結果を基に、毎年度、次の10年間の収支・財務シミュレーションを更新している。これが冒頭の将来計画を見据えた年次の収支差額目標の設定、予算編成方針大綱案に繋がる体制が構築されている。

点検・評価項目④：法人及び大学の運営に関する業務、教育研究活動の支援、その他大学運営に必要な事務組織を設けているか。また、その事務組織は適切に機能しているか。

評価の視点1：大学運営に関わる適切な組織の構成と人員配置

- ・業務内容の多様化、専門化に対応する職員体制の整備
- ・教学運営その他の大学運営における教員と職員の連携関係（教職協働）
- ・人事考課に基づく、職員の適正な業務評価と処遇改善

本法人及び大学を支援する事務組織は、学校法人兵庫医科大学事務組織規程により事務局の役割、組織及び職務分掌が規定されており、学内外の環境変化に対しては、組織体制、業務内容等を鑑み、必要に応じた改組・再編を行っている。

特に、事務局の管理運営・編成方針は、「事務局の役割」として同規程第3条に「学校法人兵庫医科大学事務局は、法人及び大学（附属病院含む。）運営に関して、組織的かつ効率的に職務を執行し、法人及び大学運営の一翼を担う組織としての機能を果たす。」と明確に示されている（資料10-1-29）。

事務局の人員配置計画は、基本的には中期事業計画を踏まえた年度事業計画に基づいており、毎年度の「学校法人兵庫医科大学事務局組織図 職員配置図」として周知されている（資料 10-1-30）。平成 28 年度以降は、人件費抑制への取組みとして、事務局のスリム化を図り、スケールメリットを發揮できる体制が推進されている。現在、本学では、神戸キャンパス事務部として 1 部 7 課編成に約 60 名の常勤職員を配置し、大学運営、教育研究活動支援等に対応している。

また、法人人事部により、事務職員の資質向上、人材育成を目的に各種研修（入職時、1 年目フォローアップ、職員階層別、昇任時、若手異職種研修など）を実施している。業務の専門化への対応としては、例えば、法人部門の臨床研究支援では U R A（リサーチアドミニストレーター）を配置している。

本学では教育支援室に F D ・ S D 部門を設置し、全学 F D ・ S D ワークショップ等を開催し、教職員が合同で教育課題に取り組むなど教職協働の環境作りに注力している。（資料 1-14） その他、大学運営、教学に係る会議、委員会等には、事務職員が委員として参画し、対等に協議できる風土が醸成されている。（資料 10-1-34）

職員の意欲・資質向上の方策として、従来からの人事考課制度を平成 27 年度に新人事考課制度（資料 10-1-31）として導入した。人事考課の中で組織、個人の業務目標の設定、上司・部下の面談を通しての意思疎通のやる気を引き出し、適正に評価する人事考課制度は整備されており、その結果により毎年度の最優秀及び優秀職員が表彰されている。

事務組織の明確さ、必要人員の配置、資質向上の取組などから、本学の事務組織は適切に機能している。

点検・評価項目⑤：大学運営を適切かつ効果的に行うために、事務職員及び教員の意欲及び資質の向上を図るための方策を講じているか。

評価の視点 1：大学運営に必要なスタッフ・ディベロップメント（S D）の組織的な実施

教員へのファカルティ・ディベロップメント（F D）と、職員への S D の実施については、全教職員を対象とした全学教職員集会（年 2 回開催）（資料 1-13）と、全学 F D ・ S D ワークショップ（年 1 回開催）を実施している。前者は、大学執行部による大学の現況分析が中心であり、後者は、特定の課題に対してのグループワークショップである。共に、対象教職員の 84% を超える参加率であり、その内容については、グループウェア、会議等で報告されている。（資料 1-14）

その他、業務別 S D や近隣の連携協定大学間の共同の F D, S D 研修会も不定期に実施され、関係の教職員が参加している。（資料 10-1-35）

点検・評価項目⑥：大学運営の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点1：適切な根拠（資料、情報）に基づく点検・評価

評価の視点2：監査プロセスの適切性

評価の視点3：点検・評価結果に基づく改善・向上

大学運営の点検・評価にかかる具体の根拠としては、毎年度実施する修学実態アンケート調査、入学試験における受験生動向、学生の進級状況、国家資格の取得状況などの教学にかかる項目を設定している。教育支援室の IR 部門、入試センターが中心に、分析し、その結果を大学協議会で共有している。具体の改善点については、学部長にフィードバックし、対応を図っている。（資料 4-33）

また、大学管理運営、教学の概要に関する外部評価として、兵庫医療大学アドバイザーボード（資料 1-17）、兵庫医療大学高大連携協定校会議を設定し、全体的視点からの評価を受けている。また、卒業生への社会からの評価を得る目的で、キャリアデザインセンターが中心となり、卒業生の就職先からの、本学卒業生に対する評価を収集している。（資料 7-30）

大学の管理運営のひとつの尺度とも言える、学生の充足率、修学実態など、国が求める基本的事項については、基準を満たしている。他方、教職員の満足度などについては、国が定めるストレスチェックの実施と対策以外は、定常的なものは実施できていない状態である。

本法人の業務全般については、有限責任監査法人トーマツによる監査を受けている。本法人役員としての常勤監事は、本学を含む法人の各部門について、年間監査計画に基づき業務監査を定常的に実施するほか、学生の教育課程にかかる特定の課題（学生の修学状況）についても監査し、その改善策の提示を求める体制となっている。（資料 10-1-25～28）

教学の状況分析については、大学協議会において、担当部署が評価結果を開示するとともに、学長が、学部長など関連部署での改善を指示することにより、その対応を図っている。同様に、アドバイザーボードなど外部者による評価、指摘については、これも、大学協議会で共有し、その改善に向けた取り組みを図ることとしている。

（2）長所・特色

- 学校法人兵庫医科大学の理念と本学のそれは、医療総合大学という視点において、一致するものであり、したがって、目標、具体の事業計画なども、中長期視点において一体性を担保しやすいという特長をもつ。したがって、本学の事業計画の立案、達成度評価においても、法人からの評価がなされ、事業推進に反映する PDCA サイクルによる管理運営が実践できている。
- 本学は、開学以来、法人との一体性、に加えて、学部・研究科の連携・協働・共有をコンセプトとする大学としての一体性の確保も、大きな特色として掲げてきた。このことは、教学上の共通理解であるチーム医療教育の実践のみならず、大学の管理運営に

においても、極めて有効に機能している。

- 事務部門においても、ボーダレスな教育環境に適合するため、3学部横断の事務機能を持つ神戸キャンパスオフィスを設置し、多種多様な状況の変化に柔軟に対応するために、従来の縦割り組織（部課制）を廃し、学部事務制を採らずに中央事務組織として、類似性のある業務を包括的に捉え、課題毎に問題解決できるグループ制の組織形態を取り入れて、教学遂行を支援してきた。（開学から平成27年度まで）平成28年度以降は、事務局3キャンパスでの人事交流の促進、職名統一のため、部課制に改組した。

（3）問題点

- 兵庫医科大学・病院との密接な教育研究における連携の充実に関しては、制度的な担保を含め、時代に応じて、発展してきているものの、医療人育成における多職種連携教育の更なる充実は引き続き、進めていかなければならない。
- 管理運営上の課題としては、専門的視点を持つ事務職員の育成と、教学遂行へのコミットを図る必要がある。現在、入試業務に関してはアドミッションオフィサーを1名設置し、その任に当たっているが、人的リソースという面で、それ以上の拡充が困難な状況にある。

（4）全体のまとめ

現状説明で記述したように、本学は医療人育成を共通目標とする3学部・3研究科からなる小規模大学である。開学以来、学部の教学の独自性の深化と共に、大学としての一体性の確保を管理運営上の基本とし順調に発展してきた。法人としての一体性も担保されていることから、今後は、本法人の中期計画の事業部門としての本学の事業計画の達成を図ることで、更なる発展を目指したい。

第2節 財務

(1) 現状説明

点検・評価項目①：教育研究活動を安定して遂行するため、中・長期の財政計画を適切に策定しているか。

評価の視点1：大学の将来を見据えた中・長期の計画等に則した中・長期の財政計画の策定

評価の視点2：当該大学の財務関係比率に関する指標又は目標の設定

法人全体での諸活動を安定して遂行するため、本学開学前年から中期事業計画策定を開始し、現在は、第3次中期事業計画（2018～2022年度）において、各部会（法人、医科大学、医療大学、医科大学病院、篠山キャンパス部会）が掲げる基本コンセプトの下、年度単位での事業計画により予定施策を実施している。（資料1-2【ウェブ】、10-2-1）

また、中期事業計画については、法人内にその内容を周知するため、各部門単位で教職員への説明会が開催され、推進への協力と理解を求めている。（資料10-2-2）

併せて、中・長期財政計画の目標収支差額を定めた10年間の収支・財務シミュレーションを平成26年度以降、毎年度作成している。このシミュレーションは、中期事業計画に掲げる大規模計画（最近では2025年度竣工予定の新病院建設計画）に向けて、今後の収支実績を想定することで計画達成のためにより確実な財政計画を立てるものである。（資料10-1-19、10-1-20）このシミュレーションを踏まえて、毎年度の予算編成方針大綱の中で、各部門の収支予算差額の目標額（本学は3億円）が設定されることから、各部門内での運営の改善及び効率化が図られることになる。（資料10-1-21）なお、平成29年度は、法人全体で基本金組入前当年度収支差額20億円以上確保を目標であったが、結果的に27.4億円となり予算比5.3億円プラスとなった。（資料10-2-3【ウェブ】）

本学の将来計画は、平成29年度に開学10周年を迎えたのを機に、建学の精神、教育理念に基づく次なる10年に向けての到達目標、ビジョン、基軸及び行動計画を定めた「HUHS vision 20」（資料1-3【ウェブ】）を策定し公表した。このHUHS vision 20は、前述の第3次中期事業計画の中に、医療大学部会の戦略として十分に反映されており、本学の将来を見据えた教育研究等の諸活動のバックボーンになっている。

以上のことから、本学では中期事業計画とともに中・長期の財政計画は適切に策定されていると判断できるが、財務関係比率に関しては財政計画の中で数値目標が明確でないので、改善する必要がある。

点検・評価項目②：教育研究活動を安定して遂行するために必要かつ十分な財務基盤を確立しているか。

評価の視点1：大学の理念・目的及びそれに基づく将来を見据えた計画等を実現するた

めに必要な財務基盤（又は予算配分）

評価の視点2：教育研究活動の遂行と財政確保の両立を図るための仕組み

評価の視点3：外部資金（文部科学省科学研究費補助金、寄附金、受託研究費、共同研究費等）の獲得状況、資産運用等

本法人の収支差額は黒字を継続しており、負債関係の比率が兄弟校の兵庫医科大学教育研究棟建設等（平成29年11月竣工）の関係から増加したが、全体的に見ると前述の第3次中期事業計画の遂行、本学の教育研究活動に影響が出る水準ではなく、必要な財務基盤は確立されている。（基礎データ表9, 10, 11）

本学では収入予算の80%以上（基礎データ表10）を占める学生納付金の安定確保は不可欠であり、毎年度、入学定員を満たす入学者数を確保するとともに、重点事業計画として学力不足の学生に対する学習支援を強化しており、その結果として退学者を減少させることで学生納付金減少の抑制を図っている（資料10-2-1）。また、毎年度の予算編成においては、本学の収支差額目標額3億円の達成を目指す中で、無駄な支出減の観点からは、学内各部署、委員会等からの予算要求の際は、最近3カ年の予算執行実績、増額理由等を確認する等で、教育研究費予算の適正配分を図っている。これまで、本学の予定事業計画を遂行するための予算は配分されており、開学10年が経過に伴う、当初導入の教育研究機器、設備等の老朽化等に係る機器更新に対しても必要な予算を確保し、年次的に進めている。（資料10-2-4、10-2-5）

また、外部資金の導入においては、文科省科学研究費助成事業の受入れ状況は、最近3カ年では交付件数33～41件、交付額（除、間接経費）で3500～3690万円と交付額が伸びが少ない。（資料10-2-6）その他外部資金も受託・共同・研究助成で平成29年度で9件であることから、平成29年度下期から学内研究助成・顕彰制度を設け、研究支援の強化を図っている。更に、文科省教育関係補助金、私学事業団の経常費等補助金への取組みの強化も図るよう努める。

以上のことから、本学の教育研究活動を安定して遂行するために必要かつ十分な財務基盤は確立していると判断する。

（2）長所・特色

5年間での中期事業計画及び各年度事業計画の策定、事業遂行の財政的裏付けでの10年間収支・財務シミュレーションに基づく、各部門での収支目標額を明示した各年度の予算編成は、教育研究活動の遂行においても常に将来を見据えることができ、各部門の教職員にも理解が得やすく、組織の目標としてだけでなく、個人としての目標にもなり得る。

（3）問題点

法人内の医科大学病院関連施設の老朽化に伴う新病院棟建設計画は第3次事業計画の柱でもあり、多額の資金を要する大規模事業であるため、現行の事業計画に基づく予算編成、財政計画が確実に遂行できるよう、収支・財務10年シミュレーションにおいて

各部門において、収支状況の把握、コスト意識の徹底等の予算管理の意識を更に定着させ、収支改善を促進していく必要がある。また、10年シミュレーションに基づく予算編成（又は事業計画）において、財務関係比率に関する指標を取り入れ、より具体的に目標が理解できるよう取り組む必要がある。

（４）全体のまとめ

現状説明」として記述したとおり、10年間の収支・財務シミュレーション、中期事業計画を踏まえた年度予算編成及び事業計画策定の仕組みが整備されており、また、予算執行状況の厳格な管理等の実施されており、中・長期財政計画は適切に策定されている。

また、財政基盤の確立については、今後、新大学病院建設という大規模事業を予定していることから、毎年度の予算及び事業計画を目標どおり達成していくかが重要となる。

終章

本学が今期の自己点検・評価報告書を作成するにあたり柱としたのは、全学的な内部質保証システムの制度的な構築であった。

本学においては前回の認証評価における指摘・助言を受けて、特記すべき長所とされた事項はより発展させ、課題として指摘された事項については、積極的な改善を行ってきた。加えて、学校教育法の改正、多様な学力背景を持つ学生への対応、大学と地域社会の連携構築、など大学を取り巻く周辺状況の変化に即応することが求められた。その中で、本学は、「地域社会の中の大学」という視点から、様々な教学の取り組みの実施、大学ガバナンスの改善などを行ってきた。

しかしながら、こうした改善の仕組みが自己点検・評価委員会の活動と十分にリンクされず、またこのために自己点検・評価委員会の役割が不明瞭になるなど、制度化という面では不十分の憾みがあったことは否めない。こうした弱点の抜本的な改善のために、内部質保証をさらに推進する目的で、「兵庫医療大学の内部質保証に関する規程」を定め、内部質保証の推進に責任を負う全学的な組織として、自己点検・評価委員会を改組し「兵庫医療大学内部質保証委員会」を設置することにより、内部質保証システムが刷新された。

本学の特徴として留意されるべきは、本学が学校法人兵庫医科大学の設置する学校の一つである点であり、このことは本学にとっては成立の条件をなすとともに、医療人を育成するための多職種連携教育を同法人が設置する兵庫医科大学とともに実施することができる利点がある。

この新システム自体の本格的な稼働は2019年度からとなるが、これによって本学の内部質保証の取り組みは格段に安定し、本学の理念・目的にかなった教育の充実と学習成果の向上がみられることが確信される。高等教育機関としての社会的な期待に応え、社会的責務を一層着実に果たすとともに、本学の理念である、人間への深い愛と豊かな人間性を持ち、幅広い知識と優れた技術を備え、社会とともに医療を担う医療専門職者を育成するという目的に向けて、教職員・学生が志を共有しつつ真摯な努力を積み重ねていきたい。